

平成20年度 第1回
「産業技術研究助成事業(若手研究 Grant)」
に係る助成対象事業の募集について
＜公募要領＞

公募受付締切日

平成20年1月24日(木)

平成19年11月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部 若手研究 Grant グループ

目 次

1. 事業の概要
 2. 応募の要件
 - 2.1.対象となる研究開発
 - 2.2.対象となる研究者と機関(募集区分 A～D)
 - 2.3.対象となる研究者と機関(募集区分 E)
 - 2.4.応募が制限又は禁止される場合
 3. 助成の条件
 4. 応募の手続き及び日程
 - 4.1.応募書類を紙資料で申請する場合
 - 4.2.応募書類を電子申請する場合
 - 4.3.応募に関する問い合わせ
 - 4.4.公募説明・個別相談会
 5. 審査の方法
 6. 採択後の手続き等
 - 6.1.助成金交付申請
 - 6.2.助成金に係る経理
 - 6.3.研究開発実施上の留意点
 7. 個人に関する情報の取扱い
-
- (別添 1) 研究開発提案書の様式
 - (別添 2) 技術課題
 - (別添 3) 第 3 期科学技術基本計画における政策目標
 - (別添 4) 技術戦略マップ
 - (別添 5) キーワード
 - (別添 6) 助成対象経費の範囲
 - (別添 7) 応募書類受付通知葉書の記入上の注意
 - (別添 8) 公募説明・個別相談会の概要
 - (別添 9) 事前評価の内容
 - (別添 10) エネルギー源別標準発熱量一覧表(原油リッター換算)
 - (別添 11) 学会名一覧

平成20年度第1回「産業技術研究助成事業」(若手研究 Grant)
に係る助成対象事業の募集について
＜公募要領＞

平成19年11月30日
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO 技術開発機構)は、平成20年度事業として実施する「産業技術研究助成事業(若手研究 Grant)」に係る新規研究テーマを以下の要領で公募します。なお、本年度は、NEDO技術開発機構第2期中期計画及び20年度予算が措置されることを前提として、公募を行うものです。あらかじめ御了承下さい。

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者(個人又はチーム)が取り組む産業応用を意図した研究開発(目的指向型基礎研究)を助成することにより、産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘・育成や産業技術研究人材の育成を図る、競争的研究資金制度の一つです。研究のステージとしては、アカデミックな意味での“基礎研究”とは区別されますが、産業技術を指向する研究又はたは実用化を目指したシーズ研究という位置づけとしています。

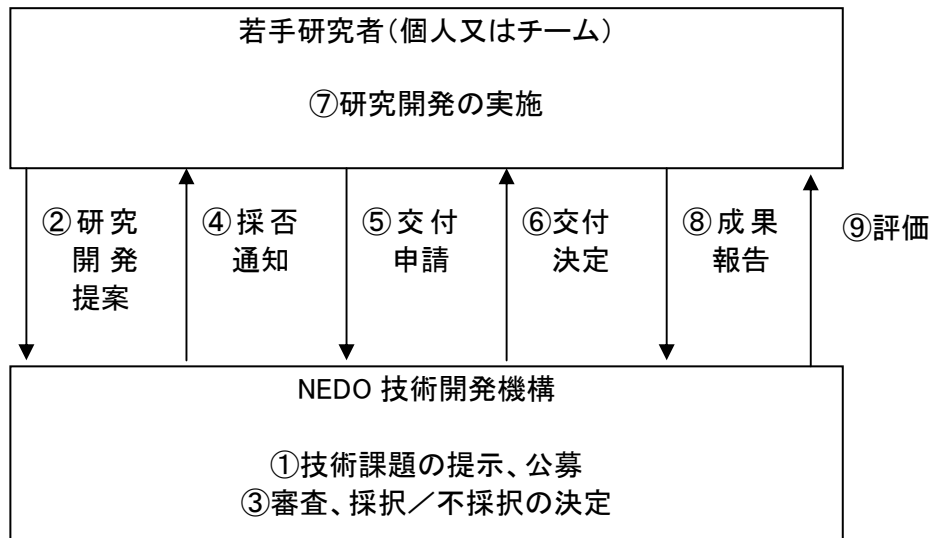
また、我が国の研究の強みをより強固なものとするため、海外の研究の強みを取り込んだ国際的な研究連携を戦略的に進めます。これにより、イノベーションのグローバル化を推進し、我が国の産業競争力のさらなる向上を目指します。さらに、本事業で助成する連携研究の遂行を通じて、我が国の若手研究者を、産業技術研究における次世代の国際的なリーダーとして育成します。

(2) 事業の仕組み

平成20年度の公募及び採択は、年2回の予定です(1回目の公募期間は平成19年11月30日金曜日から平成20年1月24日木曜日まで。4月下旬採択決定、6月から助成開始予定)。

事業スキームを下記に示します。

- ①NEDO 技術開発機構は、技術課題(別添2 参照)を提示し、研究テーマを公募します。
- ②若手研究者は、技術課題に沿った研究開発提案書(別添1 参照)を提案します。
- ③～④NEDO 技術開発機構は、研究開発提案書の内容を審査して、採択／不採択の別を決定し、通知します。
- ⑤採択された若手研究者は、助成金交付申請書を提出します。
- ⑥NEDO 技術開発機構は、助成金交付申請書の内容を審査の上、助成金の交付を決定します。
- ⑦～⑧助成金を交付された若手研究者は、研究開発を実施し、その研究開発成果を NEDO 技術開発機構に報告します。
- ⑨NEDO 技術開発機構は、中間評価、事後評価及び追跡調査・評価を行います。



平成 20 年度では募集区分 A、B(2.1.(1)参照)の研究開発期間 4 年の場合、中間評価ゲート方式を導入しています。審査期間を確保するため、本中間評価審査は 1 年半が経過した時点で実施し、当該時点までの成果について評価を行い、ステージⅡへの継続の可否を決定します。

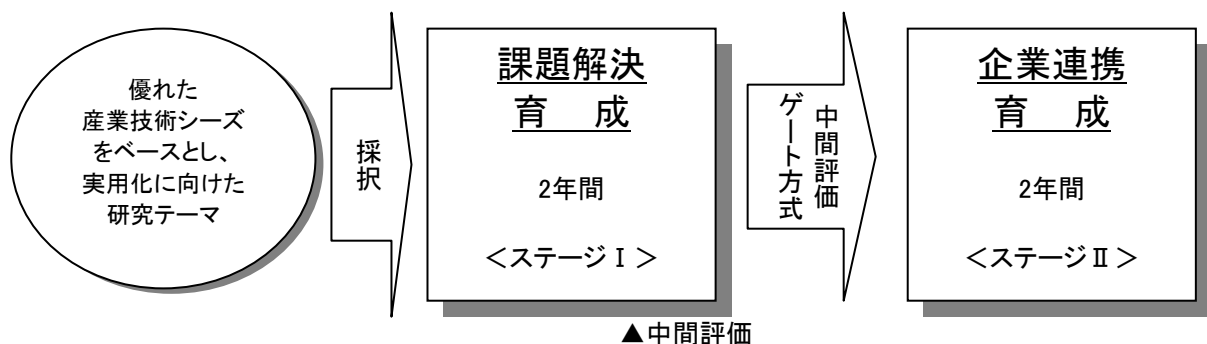
4 年=(ステージⅠ: 2 年)+(ステージⅡ: 2 年)の中間評価ゲート方式

2 年=上記、ステージⅡの 2 年に相当

ステージⅠでは、産業応用に向けた課題解決に繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。設定課題の解決に向けて顕著な成果をあげて産業応用への展開が期待できるテーマと評価された研究テーマについては、ステージⅡに進むことができます。この段階では、必ずしも民間企業との共同研究契約を結んでいることを必須とはしません。

ステージⅡでは、民間企業との共同研究へ繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。研究終了時までには、民間企業との共同研究等に進んでいることを期待します。NEDO 技術開発機構も、研究の進捗状況に応じて、連携先を探索するなど企業連携に向けた積極的な支援を行います。

(詳細は 3.(2)及び 6.3.(3)、6.3.(5)参照)



▲中間評価

2. 応募の要件

2.1. 対象となる研究開発

(1)研究テーマ

下記の募集区分、分野ごとに設定した技術課題(別添 2 参照)の一つを選択して、それに沿った研究テーマを提案してください。

全募集区分において、安心・安全な社会、誰でも再チャレンジできる社会の構築、安定した国際関係など我が国が直面する諸課題をテーマとして提案ください。

ただし、ヒトクローンに係るもの、原子力に係るもの、経済産業省の所掌外のもの(例: 医薬品・農薬・食品そのものの開発、臨床研究・試験、ロケット打ち上げ研究)などは対象外とします。

また、関連する第3期科学技術基本計画における政策目標番号(別添3参照)及び選定理由、技術戦略マップ上の位置づけ(別添4参照)及びキーワード(別添5参照)も選択・記入してください。

●募集区分 A:

①ライフサイエンス分野、②情報通信分野、③ナノテクノロジー・材料分野、④製造技術分野

●募集区分 B:

⑤環境エネルギー分野

●募集区分 C:

⑥革新的融合分野

これまでに試みられていない異分野技術の融合による革新的技術に該当する研究テーマを提案してください。革新性と融合性に優れていれば、すぐに実用化に至らない基礎的な段階の提案でも構いません。したがって、中間評価は行いますがゲート方式は採用しません。(詳細は6.3.(5)参照)

●募集区分 D:

⑦産業技術に関する社会科学分野

●募集区分 E:

⑧国際ナショナル分野

(i) 国際的技術融合による革新的技術の国際研究連携

我が国の持続的な発展のための革新的技術であって、国際的な融合による研究開発を必要とする分野

(ii) 社会ニーズ対応型国際研究連携

我が国の持続的な発展のための技術開発であって、「暮らし」の安全確保を図る課題、地球環境や国際エネルギー需給などのグローバルな課題や、国際社会に必要とされる標準の策定等、国際社会のニーズに対応する分野

国際ナショナル分野については、中間評価は行いますがゲート方式は採用しません。(詳細は6.3.(5)参照)

(2) 研究開発の段階

若手研究者(個人又はチーム)がこれまで取り組んできた基礎研究の成果(技術シーズ)を踏まえ、さらに研究を発展させることにより、研究成果が実用化・事業化に移される可能性を持つ目的指向型の創造的な基礎研究(産業技術シーズの発掘に資する新たな知識を得るための理論的又は実験的研究)又は応用研究(基礎研究成果の応用のための研究)を対象とします。

募集区分 A 及び B の研究開発期間 4 年(中間評価ゲート方式)の場合、ステージⅡ(3~4 年目)へ進むためには、以下の観点審査において重視されます。

設定された課題の解決に向けて極めて顕著な成果が出ており、さらに継続することにより産業応用に向けた展開が期待できるテーマと評価されること。その時点では、必ずしも民間企業との共同研究契約を結んでいることを必須とはしません。

ステージⅡ(3~4 年目)では、民間企業との共同研究へ繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。研究終了時までには、民間企業との共同研究等に進んでいることを期待します。

募集区分 A 及び B の研究開発期間 2 年については、研究開発期間 4 年（中間評価ゲート方式）の場合のステージ I の終了後からの開始と位置づけられ、より実用化に近いフェーズでの研究開始とみなされます。

募集区分 C、及び E では、研究開発期間は 4 年のみです。基礎段階から研究を進めていただくことを意図しており、中間評価は行いますがゲート方式は採用しません。

募集区分 D では、研究開発期間は 2 年のみで、民間企業との連携は問いません。

2.2. 対象となる研究者と機関（募集区分 A～D）

2.2.(3) で定義する大学・研究機関等に勤務し、以下の条件を満たす若手研究者個人又は研究チームが対象です。

募集区分 A～D については、研究者の国籍は問いません。

(1) 研究者個人で提案する場合

公募締切日（平成 20 年 1 月 24 日）において、常勤又は大学・研究機関等の雇用によるみなし常勤^(注 1)の研究者であって、原則として、公募締切日において満 40 歳未満の者^(注 2)。この場合、研究者個人が研究代表者となります。

(2) 研究チームで提案する場合

同一の研究開発を分担して実施する研究者のチーム（1 名の研究代表者と、1 名以上の研究分担者より構成）であって、次の 2 つの条件を満たすチーム。

- ① 研究代表者は、2.2.(1) と同等の条件を満たす研究者であること。
- ② 研究分担者は、公募締切日（平成 20 年 1 月 24 日）において、原則として 40 歳未満の者で、公募締切日において常勤又は大学・研究機関等の雇用によるみなし常勤^(注 1)の研究者、又は公募締切日において大学・研究機関等の雇用による非常勤三要件^(注 3)を満たす研究者であること。

研究チームの場合、研究代表者に限らず研究分担者のうち 1 人でも応募要件不備となると、チームとしても応募要件不備となりますので、御注意ください。

注記 1: みなし常勤

大学・研究機関等の雇用による非常勤（給与全額を企業等から支給されている場合は含まれない。）ではあるが、実態上は常勤同等と認められる勤務形態、すなわち、大学・研究機関等に研究の場を持ち、かつ、週 5 日以上勤務していることを指します。

注記 2: 原則として満 40 歳未満の者

- ① 特に優れた研究テーマについては、40 歳以上であっても採択することがあります。
ただし、同一の評価となった場合は、若手研究者を優先して採択します。
- ② 募集区分 B の環境エネルギー分野においては、エネルギー効果が高く優れた研究テーマについては、年齢条件は柔軟に運用します。
- ③ 募集区分 C の革新的融合分野、及び D の産業技術に関する社会科学分野は、平成 18 年度公募までの年齢条件（満 45 歳未満）を踏まえ、本年度も柔軟に運用します。

注記 3: 非常勤三要件

大学・研究機関等の雇用による非常勤(給与全額を企業等から支給されている場合は含まれない。)の研究者が研究分担者として参加するために必要とする、以下の三要件を指します。

- ①研究計画の遂行に欠くことのできない役割を果たすとともに、その分担する研究開発の遂行に責任を負う者であること。
- ②勤務形態からみて、確実に当該研究に参加し得ることが、非常勤として勤務している大学・研究機関等において確認されていること。
- ③非常勤として勤務している大学・研究機関等において研究の場を有していること。

(3) 大学・研究機関等の要件

日本国内に所在し、自ら研究開発を実施している次のいずれかに該当する大学・研究機関等であればなりません。

- ①大学(大学校は含まない。)、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校
- ②国立研究所
- ③独立行政法人
- ④公設試験研究機関(地方独立行政法人を含む。)
- ⑤特殊法人であって非株式会社形態のもの(法律により直接に設立された法人)
- ⑥財団法人(ただし、研究開発を目的とし、自ら研究開発を行うことができる研究施設を保有している、民法第34条に基づいて設立されたもの。募集区分Dを除く。寄付行為のコピー、主要な研究施設リスト、主要な研究設備リスト及び、機関としての主要な研究実績リストを添付。)
- ⑦社団法人(ただし、研究開発を目的とし、自ら研究開発を行うことができる研究施設を保有している、民法第34条に基づいて設立されたもの。募集区分Dを除く。定款のコピー、主要な研究施設リスト、主要な研究設備リスト及び、機関としての主要な研究実績リストを添付。)

(4) 研究代表者の要件等

研究代表者は、研究開発期間を通じて研究開発に責任を持たなくてはなりません。

また、研究代表者は、NEDO 技術開発機構との意思疎通を日本語で行える必要があります。

原則として、研究開発期間中の研究代表者の交替は、認められません。

研究代表者が研究開発期間中に海外出張・赴任等のために長期にわたって研究開発を実施できないとあらかじめ予想される場合は応募できません。

現在、本事業で助成中の研究代表者は、現在の助成期間と今回応募する助成期間が重なる場合には、今回の公募の研究代表者には原則なれません。

平成20年度第1回公募の特例として、平成17年度第1回採択の研究代表者(助成期間が平成20年6月30日まで)は応募可能とします。

なお、要件ではありませんが、本事業で過去に研究代表者として採択されたことがある研究代表者による提案は、採択されたことがない研究代表者による提案と同等の評価の場合には、採択において後者を優先します。

(5) 研究開発実施場所の要件

原則として、研究代表者及び研究分担者が各々所属する大学・研究機関等を実施場所とします。た

だし、国内に既に存在する研究場所であって、本研究開発を円滑に実施できると認められる場合は、この限りではありません。

2.3. 対象となる研究者と機関（募集区分 E）

2.2.(3)で定義する日本国内に所在する大学・研究機関等に勤務する若手研究者と海外に所在する研究機関(2.3.(5))に勤務する研究者によって構成される研究チームで、以下の要件をすべて満たすチームが対象です。

研究代表者は 2.3.(1)の要件を満たす研究チームを構成してください。

(1) 研究チームの要件等

- ① 研究チームは、提案する研究開発内容を適切に実施する能力を持つ研究者で構成されていること。
また、単に各研究者が分担して研究を行うだけでなく、研究者が相互に密接に連携し、国際連携の研究チームとしての有効性が活かせるチームであること。
- ② 研究チームの構成者は、2.3.(3)及び 2.3.(4)の条件を満たす者であること。
- ③ 研究チームを構成する研究者の国籍が日本を含む 2 カ国以上であること。
- ④ 海外に所在する研究機関に勤務する研究者については、公募締切日(平成 20 年 1 月 24 日)において満 40 歳未満の者を 1 名以上含むこと。
- ⑤ 研究チームを構成する研究者の所属機関が日本を含む複数国に存在すること。

(2) 研究代表者の要件等

- ① 研究代表者は日本国籍を有する者であること。
- ② 研究代表者は日本国内に所在する大学・研究機関等(2.2.(3))に所属する常勤又はみなし常勤^(注記 1)の研究者であって、研究の実施場所が日本国内にあること。
- ③ 研究代表者は、原則として満 40 歳未満の者であること。^(注記 2)
- ④ 研究代表者は研究チームを代表して研究計画の作成、実施にあたり、提案する研究開発内容の効果的・効率的な遂行に中心的役割を果たす人物を選定すること。さらに、研究代表者は、研究チームの経費の管理を行うこと。
- ⑤ 研究代表者は NEDO 技術開発機構とのコミュニケーションを日本語で行うことのできる者を選定すること。

原則として、研究開発期間中の研究代表者の交替は、認められません。

研究代表者が研究開発期間中に海外出張・赴任等のために長期にわたって研究開発を実施できないとあらかじめ予想される場合は応募できません。

現在、本事業で助成中の研究代表者は、現在の助成期間と今回応募する助成期間が重なる場合には、今回の公募の研究代表者には原則なれません。

平成 20 年度第 1 回公募の特例として、平成 17 年度第 1 回採択の研究代表者(助成期間が平成 20 年 6 月 30 日まで)は応募可能とします。

なお、要件ではありませんが、本事業で過去に研究代表者として採択されたことがある研究代表者による提案は、採択されたことがない研究代表者による提案と同等の評価の場合には、採択において後者を優先します。

(3) 日本国内に所在する大学・研究機関等に勤務する研究者に関する要件

日本国内に所在する大学・研究機関等に勤務する研究者は、2.2.(3)で定義する大学・研究機関等に勤務し、以下の条件を満たすものであること。

① 研究代表者について

2.3.(2)に記したとおりです。

② 研究代表者以外の研究者(研究分担者)について

研究分担者は、公募締切日において原則として満 40 歳未満の者であって、日本国内に所在する大学・研究機関等(2.2.(3))に所属する常勤又はみなし常勤^(注記 1)の研究者、又は公募締切日において大学・研究機関等の雇用による非常勤三要件^(注記 3)を満たす研究者であること。

研究の実施場所が日本国内にあること。

(4) 海外に所在する研究機関に所属する研究分担者に関する要件

海外に所在する大学・研究機関等(2.3.(5))の雇用による、常勤、みなし常勤^(注記 1)又は非常勤三要件^(注記 3)を満たす研究者であること。

なお、海外の研究分担者の少なくとも 1 名については、さらに公募締切日(平成 20 年 1 月 24 日)において満 40 歳未満の者であること。

注記 1: みなし常勤

大学・研究機関等の雇用による非常勤(給与全額を企業等から支給されている場合は含まれない。)ではあるが、実態上は常勤同等と認められる勤務形態、すなわち、大学・研究機関等に研究の場を持ち、かつ、週 5 日以上勤務していることを指します。

注記 2: 原則として満 40 歳未満の者

特に優れた研究テーマについては、40 歳以上であっても採択することがあります。ただし、同一の評価となった場合は、若手研究者を優先して採択します。

注記 3: 非常勤三要件

大学・研究機関等の雇用による非常勤(給与全額を企業等から支給されている場合は含まれない。)の研究者が研究分担者として参加するために必要とする、以下の三要件を指します。

① 研究計画の遂行に欠くことのできない役割を果たすとともに、その分担する研究開発の遂行に責任を負う者であること。

② 勤務形態からみて、確実に当該研究に参加し得ることが、非常勤として勤務している大学・研究機関等において確認されていること。

③ 非常勤として勤務している大学・研究機関等において研究の場を有していること。

(5) 海外に所在する大学・研究機関等の要件

原則として、2.2.(3)に記した日本国内に所在する大学・研究機関等の要件に準ずる海外の研究機関とします。(営利目的の民間企業の雇用による研究者は該当しません。)

なお、研究者が応募した研究テーマについての研究を遂行するための十分な研究施設を有することが必要です。

2.4. 応募が制限又は禁止される場合

(1) 応募件数の制限

同一の研究者が、今回の公募で研究代表者として応募できる研究開発提案書は、1件に限ります。
同一の研究チームが、今回の公募で応募できる研究開発提案書は、1件に限ります。

(2) 重複応募の禁止

研究代表者又は研究分担者が、既に他の公的資金による助成又は委託を受けており、その研究に100%専念する義務がある場合は、応募できません。

同一の研究者が同一の研究開発内容(部分的に同一である場合を含む。)で既に他の助成又は委託を受けている場合は、応募できません。

(3) 研究資金の過度の集中の排除

当該年度に配分されている他事業を含む予算額が効率的、効果的に執行できない場合は、研究代表者又は研究分担者として応募できません。

- ① 研究者の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費を提案しようとしている場合
- ② 応募課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費を提案しようとしている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を提案しようとしている場合
- ④ その他、これらに準ずる場合

(4) 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとします。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含みます。以下同じ。)に情報提供します。不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないものとします。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)を応募書類に記載してください。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分するものとします。

(5) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為への対応

不正使用・不正受給、研究上の不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者は、本事業への応募はできません。詳しくは、6.3.(12)、6.3.(13)を参照してください。

また、国又は独立行政法人の他の競争的資金制度、競争的資金制度以外のNEDO技術開発機構の所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究費の不正な使用等当該制度の趣旨に反する不正行為が行われた場合についても、同様に本事業への応募及び参加が制限されます。

3. 助成の条件

(1) 採択予定件数

50件程度を採択する予定です。

(2) 研究開発期間

募集区分 A 及び B については、4 年又は 2 年とします。また、募集区分 C 及び E は 4 年のみ、募集区分 D は 2 年のみです。

募集区分 A 及び B の研究開発期間 4 年(中間評価ゲート方式)の場合、ステージ I (1~2 年目)の評価により、7 割程度(評価により変動します。)の件数がステージ II (3~4 年目)に進むこととなります。ステージ II へ進むには、顕著な成果を上げて産業応用への展開が期待できるテーマと評価されることが求められます。ステージ II (3~4 年目)では、民間企業との共同研究へ繋がるよう目標を設定して研究を進めていただきますが、研究終了時までには、民間企業との共同研究等に進んでいることを期待します。募集区分 A 及び B の研究開発期間 2 年の場合は上記ステージ II と同様です。

実際の研究開発期間は平成 20 年 6 月から平成 24 年 5 月まで(4 年の場合)、又は平成 20 年 6 月から平成 22 年 5 月まで(2 年の場合)となります。ただし、次年度以降の予算措置を前提とします。

なお、研究代表者が産前産後休暇・育児休暇を取得する場合は、産前産後・育児期間として、計画変更承認申請により 1 年間、研究開発期間を延長することができます。

(3) 助成対象経費及び助成金額

助成対象経費の範囲は、研究開発の遂行に必要な直接経費と、研究開発の遂行に伴う研究機関の管理等に必要な経費としての間接経費(直接経費の 30%相当額)となります(別添 6 参照)。

研究開発期間中の 1 件当たりの直接経費の合計金額は、募集区分 A、B では、研究開発期間が 4 年の場合は総額 5,000 万円以内(ステージ I : 2,500 万円以内+ステージ II : 2,500 万円以内)、2 年の場合は総額 3,000 万円以内とします。

募集区分 C では、研究開発期間は 4 年となり、直接経費は総額 5,000 万円以内(2 年目までの計で、3,000 万円以内)とします。

募集区分 D では、研究開発期間は 2 年となり、直接経費は総額 1,000 万円以内とします。

募集区分 E では、研究開発期間は 4 年となり、直接経費は総額 5,000 万円以内(2 年目までの計で、3,000 万円以内)とします。

ただし、研究開発の進捗に応じ特に必要と認められるテーマについては、上記の額を超えて助成する場合があります。

4. 応募の手続き及び日程

今回の公募では、応募書類の申請に関し、以下の 2 とおりの方法があります。

①紙資料による申請

受付期間: 平成 19 年 11 月 30 日(金)~平成 20 年 1 月 24 日(木)17 時

②電子申請システムによる申請

受付期間: 平成 20 年 1 月 8 日(火)10 時~1 月 15 日(火)17 時

上記のうち、いずれか一方を選択してください。以下、それぞれの申請方法についての注意事項をよく御覧の上、申請してください。

提案書様式が新しくなっています。必ず今回公募の提案書書式の Microsoft Word ファイルを使用してください。異なる提案書様式での応募は、要件不備となります。

4.1. 応募書類を紙資料で申請する場合

(1) 応募書類等

応募書類に不備がある場合は受理しない場合がありますので、御注意ください。

(別添 1)「研究開発提案書の様式」の最後に添付されている「応募書類・要件等チェックシート」を使用の上、必ず提出の前に確認してください。

① 応募書類・要件等チェックシート・・・1 枚

② 研究開発提案書・・・18 部

公募ごとに提案書様式を変更していますので、必ず、平成 20 年度の様式を使用してください。様式は NEDO 技術開発機構のホームページ (<http://www.nedo.go.jp/> の「公募情報」) からダウンロードしてください。

研究開発提案書は、日本語で作成して、A4 版で以下に示す内容でそれぞれの部数を提出してください。

- ・ 正本用(片面印刷で左上をダブルクリップ止め)・・・1 部
- ・ 審査手続き用(両面コピーで左上をステープラー(ホチキス)止め)・・・17 部

なお、審査等のため、研究開発提案書を NEDO 技術開発機構において追加でコピーする場合があります。

③ 電子データ

CD-R 又は FD を使用し、表面又はラベルに所属機関・氏名を必ず記入してください。

研究開発提案書の電子データは、Microsoft Word 形式にて作成し、MS-DOS フォーマットにて保存してください。

- ・ 研究開発提案書・・・1 式

④ 特許要約版・・・18 部

研究開発提案書 4.(9) 実用化の見通し等(9.2)「特許」に記載した場合のみ、特許(又は出願書類)の要約版(要約、請求範囲のわかるもの)を添付してください。

なお、出願中で、要約版提出に支障がある場合は、添付しなくても構いません。

⑤ 応募書類受付通知葉書・・・1 枚

必要事項記載の葉書(50 円切手を添付したもの又は郵便葉書)。

(別添 7)「応募書類受付通知葉書の記入上の注意」に従って記入してください。

⑥ 財団法人・社団法人資料・・・1 部

寄付行為(財団法人)又は定款(社団法人)のコピー、主要な研究施設リスト、主要な研究設備リスト、及び機関としての主要な研究実績リストを添付。

(2) 受付期間

平成 19 年 11 月 30 日(金)～平成 20 年 1 月 24 日(木)17 時まで、下記の提出先に提出書類が届

くことを条件とします。

(3) 提出方法及び提出先

① 郵送・宅配の場合

封筒等の表面に「若手研究グラント提案書在中」と朱記し、「分野」、「技術課題番号」(2桁の数字)を記入してください。

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー20階
NEDO 技術開発機構 研究開発推進部 若手研究グラントグループ宛

② 持参の場合

受付時間は月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の9時30分～12時及び13時～17時

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー16階

NEDO 技術開発機構 総合受付にて、研究開発推進部若手研究グラントグループ宛提出書類を持参、とお伝えください。

4.2. 応募書類を電子申請する場合

(1) 電子申請の準備及び方法

電子申請とは、提案書の電子ファイルを、インターネットを利用して電子的に申請するシステムです。電子申請のホームページ(<http://www.nedo.go.jp/nedoshinsei/index.html>)において、手続きの詳細をお知らせしています。

電子申請のためのID、パスワードの取得、及び電子申請システムのダウンロードが必要となります。

電子申請をするためのパソコンは、OSがWindowsであり、Microsoft Word 2000形式又はMicrosoft Word 2003形式でファイルを保存できることが必要です。

その他の御利用環境の詳細については、上記ホームページを御参照ください。

研究開発提案書の様式は電子申請システムからダウンロードして作成してください。また、本事業のホームページ(<http://www.nedo.go.jp/itd/teian/oshirase.html>)からダウンロードして作成いただくことも可能です。

日本語でMicrosoft Word 2000形式又はMicrosoft Word 2003形式にて作成してください。

提出時は、研究開発提案書及び特許要約版等の添付資料までを含んだ容量を4MB以下にしてください。容量が大きい場合には、特許要約版等の添付資料を別送扱いとしてください。研究開発提案書だけで、容量制限を超える場合には、紙資料により申請してください。

財団法人又は社団法人所属の研究者が電子申請する場合は、寄付行為のコピー、主要な研究施設リスト、主要な研究設備リスト及び、機関としての主要な研究実績リストを紙資料により別送扱いで提出してください。

研究開発提案書及び特許要約版等の添付資料は、審査のため、NEDO 技術開発機構及び守秘義務契約を結んだ印刷業者にて印刷します。そのため、余白を十分確保するとともに一般に出回っていないフォント、画像ファイル形式等は使用しないでください。

なお、カラー印刷は研究開発構想図のみです。他のページは白黒印刷になります。

(2) 応募書類等

応募書類に不備がある場合は受理しない場合がありますので、御注意ください。

(別添 1)「研究開発提案書の様式」の最後に添付されている「応募書類・要件等チェックシート」を印刷して、必ず提出の前に「1.応募書類のチェック」、「2.応募要件等のチェック」を確認してください。「応募書類・要件等チェックシート」を提出する必要はありません。

また、「応募書類受付通知葉書」を提出する必要はありません。

① 研究開発提案書・・・1 式

② 特許要約版

研究開発提案書 4.(9) 実用化の見通し等 (9.2)「特許」に記載した場合のみ、特許(又は出願書類)の要約版(要約、請求範囲のわかるもの)をファイル添付してください。

ファイル形式は Microsoft Word 2000 形式、Microsoft Word 2003 形式、PDF 形式のいずれかとしてください。

なお、出願中で、要約版提出に支障がある場合は、添付しなくても構いません。

容量が大きい、PDF 化できないなどで、電子ファイルにより添付できない場合には、特許要約版の紙資料を別途郵送等で送付することが可能です。

郵送等で送付する資料が、電子申請によるファイルと対応がつくように、電子申請システムから出力したメモ(別送品送り状)を同封してください。

研究開発提案書の容量が 4MB を超える場合は、紙資料にて申請してください。

(3) 電子申請による受付期間

平成 20 年 1 月 8 日(火)10 時～1 月 15 日(火)17 時

4.3. 応募に関する問い合わせ

質問及び応答の確認のため、電子メールにて研究者が直接、お問い合わせください。

NEDO 技術開発機構 研究開発推進部 若手研究 Grant グループ

メールアドレス: sangi-201@nedo.go.jp

なお、質問の前にFAQ (<http://www.nedo.go.jp/itd/teian/oshirase.html>)を必ずお読みください。

4.4. 公募説明・個別相談会(別添 8 参照)

本事業の内容についての概要説明、応募に当たっての手続き、提案書の書き方等についての公募説明・個別相談会を開催します。平成 20 年度公募から公募内容が変更となっているところがありますので、応募を考えている方はできるだけ参加してください。

なお、個別相談会への参加を希望される方は、各会場の開催日の 2 日前までに、①所属、②氏名、③参加希望会場を、以前に不採択となった方の場合、さらに④受付番号(例: 07A12345)、⑤分野名、⑥研究テーマ名(この連絡がないと、以前の参考資料が準備できません。)を記載の上、メールアドレス

ス: sangi-201@nedo.go.jp 宛に研究者が直接、御連絡ください。

5. 審査の方法

(1) 選定方法

研究開発提案書の NEDO 技術開発機構における要件審査、(別添 9)「事前評価の内容」についての外部専門家による事前書面評価(ピアレビュー)及び審査委員会の審査を経て、NEDO 技術開発機構プログラムディレクターが研究テーマの採択候補の案を策定し、契約・助成審査委員会で採択テーマを決定します。

なお、審査委員会での審査において、必要に応じて、ヒアリング審査を行う場合があります。

事前書面評価を行っていただく外部専門家全員の所属及び氏名は、本事業のホームページ(<http://www.nedo.go.jp/itd/teian/oshirase.html>)で公開します。応募する研究開発提案に関して、特定の外部専門家と利害関係にあり、公平な評価とならないと危惧される場合(対立関係の場合だけでなく、提案者が提案書に記載した論文・特許等の共著者・共発明者等、職務上の関係者、親族関係者(配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族、同居の親族)の場合を含む。)は、研究開発提案書の該当する欄(7.利害関係のある外部専門家)にその外部専門家の氏名と理由を記入してください。

(2) 採否の決定の通知

公募締切日から 90 日以内に、採択／不採択の決定をします。

採択／不採択の通知は研究代表者に対して行います。採択の場合には、助成を認める上限額及び研究開発の実施に当たって留意すべき事項等を記載します。また、研究開発の実施内容や助成対象経費の変更等を受け入れることを条件として、採択を認める場合があります。

不採択の場合には、コメントなどその理由を記載します。

(3) 採否に関する問い合わせ

採否理由に関する問い合わせは、NEDO 技術開発機構プログラムディレクターが平成 20 年 5 月 30 日まで対応します。ただし、採否の結果が覆ることはありません。

(4) 応募情報の管理・公表

① 応募書類の管理

研究開発提案書は、審査及び問い合わせの対応のために使用します。採択研究テーマにおいては、さらに中間(ステージ I)評価、事後評価、追跡調査・評価及びその他 NEDO 技術開発機構にて実施する制度評価にも使用します。

御提出いただいた書類等は、(要件不備の場合を含めて)返却しません。不採択研究テーマの研究開発提案書は、採択／不採択が決定した後の問い合わせ対応の後、NEDO 技術開発機構において廃棄します。

なお、審査に当たって、2.4.(2)「重複応募の禁止」及び 2.4.(3)「研究資金の過度の集中の排除」の確認のため、研究テーマ名、研究代表者・研究分担者の氏名、研究開発の概要等を他の配分機関等に知らせることがあります。

② 応募情報の公表

採択された場合は、研究テーマ名、研究代表者の氏名、所属機関、部署、役職、研究開発の概要、研究開発期間等を公表します。不採択の場合は、研究テーマ名及び研究代表者の氏名等を含めて研究開発提案書の内容は公表しません。ただし、他の配分機関等からの依頼や問い合わせ等に対して、その依頼や問い合わせが妥当と認められた場合は、使用目的を限って、その機関に研究テーマ名、研究代表者・研究分担者の氏名、研究開発の概要等を知らせることがあります。

(5) 虚偽記載等に対する措置

提出書類への虚偽記載、記載漏れ等が判明した場合は、審査結果の如何に拘らず、不採択となる場合があります。また、採択決定を通知した後に判明した場合においても、同様とします。

6. 採択後の手続き等

採択決定通知以降の手続きは、「産業技術研究助成事業費助成金交付規程」(以下「交付規程」という。)等の定めによります。主要な部分を以下に説明します。

6.1. 助成金交付申請

(1) 助成金交付申請書の提出

NEDO 技術開発機構が指定する交付決定予定日から平成 22 年 5 月までの助成金交付申請書を提出していただきます。

助成金交付申請書の研究開発計画は、原則として、研究開発提案書と同等の内容です。研究開発計画とは、研究開発内容のみならず助成対象経費も含まれます。ただし、採択決定通知に記載した指摘に従って改善する場合、及び採択のための条件に従って変更する場合は、この限りではありません。

助成金交付申請額は、採択決定通知に記載した助成を認める額を上限とします。

また、助成金交付申請書の提出の際、研究者ごとにその所属する機関の承諾書、及び研究代表者の所属機関の産学連携及び知的財産関係部署(両方を兼ねる場合は、その部署)から、採択研究テーマを支援する旨の確認書が必要となります。

なお、現に又は今後、国等から助成又は委託を受ける研究事業等の経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできません。

また、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日、平成 18 年 11 月 14 日改正)を踏まえ、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、申請内容の一部を他府省を含む他の競争的資金制度に情報提供する場合があると同時に、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択を取り消すことがあります。他の競争的資金等の応募・受入状況についても、虚偽の記載があった場合は、採択を取り消すことなどがあります。

(2) 助成金交付申請書の審査及び交付決定通知

助成金交付申請書を審査の上、交付決定の条件を付記して、交付決定を行います。その際、助成金交付申請書に修正を加えて交付決定する場合があります。また、交付決定の条件に従っていただきます。

助成金交付申請書と研究開発提案書との間に重大な齟齬がある場合など、交付決定が適当でないと認める場合は、研究代表者にその旨を通知し、必要な措置を取ることがあります。

なお、交付決定の内容又は条件に不服がある場合は、申請を取り下げることができます。

6.2. 助成金に係る経理

採択され助成事業の交付を受けた場合には、助成研究者及び経理等事務を行う所属機関の事務局は、交付規程等に従って助成金を適正に執行していただきます。また、本助成金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本助成金の執行事務を適切に遂行するため、所属機関の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。

物品等を購入した場合は、それらが NEDO 技術開発機構から交付された助成金により購入されたものであることを踏まえ、助成事業の期間内のみならず、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成事業交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

なお、当該助成事業において、助成研究者が助成金の全部又は一部の返還ができない場合は、所属機関が保証するものとします。

(1) 助成対象経費に係る経理事務

① 直接経費(別添 6 参照)

直接経費の管理責任は研究代表者が負います。ただし、直接経費に係る経理実務(口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理等)については、研究代表者から所属機関の事務局に委任していただきます。

② 間接経費(別添 6 参照)

間接経費は、助成金交付後直ちに研究代表者の所属機関に納入していただき、その機関の長の責任において執行していただきます。

(2) 助成金の交付方法及び額の確定

原則、四半期ごとの概算払いを行います。

また、第 2 四半期からは、概算払い請求時に、直前の四半期までの予算執行状況を研究代表者が精査し、所属機関の経理担当者に報告するとともに、その予算執行状況を研究開発推進部若手研究 Grant グループ経理担当者に報告していただきます。また、予算執行状況の変更が生じる場合には、事前に担当主査に確認を求めてください。

毎年 3 月に実績報告書を提出していただきます。

年度末予算確定については、12 月下旬までには当該研究の進捗状況及び、予算執行状況を必ず、担当主査に報告してください。

研究開発期間の終了等に当たって、交付すべき助成金の額を確定します。

(3) 直接経費に関する注意事項(別添 6 参照)

特に下記の経費については御注意ください。

- ① 研究代表者及び研究分担者の人件費は助成対象としません。ただし、所属機関が労働者派遣業者又は研究者・技術者等との契約等により、研究者・技術者等を受け入れるために必要な経費は、計上できます。

- ②建物等施設の建設、不動産取得に関する費用は、助成対象としません。ただし、本研究の助成金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、計上できます。
 - ③研究者個人と雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当は、助成対象としません。ただし、研究の実施にあたり、研究実施場所に短期間出勤して実験補助、資料整理等を行う者(研究補助者)に対する経費については、計上できます。
 - ④研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための費用は、助成対象としません。
 - ⑤機器設備は、本研究に十分に活用されるように、適切な時点で購入してください。研究代表者は機器設備の取得後、原則として遅滞なく、研究代表者又は研究分担者の所属機関等に寄付いただくものとし、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図って頂きます。
- なお、物品費が経費の大部分を占める場合には、経費の変更を求めることがあります。

(4)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく措置

文部科学省において上記ガイドラインを定めています。各研究機関においては、このガイドラインに基づき、助成金の管理・監査体制の構築等を実施することが必要となりますので、間接経費を活用するなどにより、事務管理体制の強化に努めてください。

(参考)総合科学技術会議「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日)(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>)

6.3. 研究開発実施上の留意点

(1)研究成果報告書の提出

研究代表者は、研究開発期間中、NEDO 技術開発機構が指示した時に、研究成果報告書を提出していただきます。また、研究開発期間終了後は、研究成果全体を取り纏めた研究成果報告書を提出していただきます。

なお、研究成果報告書は、NEDO 技術開発機構のホームページで公開します。

(2)研究成果の発表

NEDO 技術開発機構が開催する研究成果報告会等において、研究成果の発表を求められます。

また、国内産業の競争力強化のため、特許権等の産業財産権の確保に留意しつつ、適時適切に研究成果を発表してください。

なお、当該研究成果の発表に際しては、本助成金による研究成果であることを明記してください。

(3)民間企業との連携

本事業の目的に従い、産業応用を念頭に民間企業との連携に努めてください。

募集区分 A、B の研究開発期間 4 年(中間評価ゲート方式)の場合、3 年目以降のステージⅡへ進むためには、その時点で必ずしも、民間企業との共同研究契約を結んでいることを必須とはしません。

ステージⅡでは、民間企業との共同研究へ繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。研究終了時までには民間企業との共同研究等に進んでいることを期待します。

募集区分 A 及び B の研究開発期間 2 年の場合は、研究開発期間 4 年(中間評価ゲート方式)の場合のステージⅠの終了後からの開始と位置づけられ、より実用化に近いフェーズでの研究開始とみなさ

れます。

NEDO 技術開発機構も、研究の進捗状況に応じて、連携先を探索するなど企業連携に向けた積極的な支援を行います。

(4) 研究成果の帰属

本事業による研究成果は研究代表者及び研究分担者に帰属しますが、特許権等の産業財産権の取扱いについては、原則として研究代表者及び研究分担者が所属する大学・研究機関等の規程等に従ってください。

募集区分 E では、研究チームは、あらかじめ、助成対象となる研究を通じて得られる知的財産権の帰属及びその実施権譲渡に係る調整を、研究代表者の主導のもとに行う旨の合意書の写しを NEDO 技術開発機構に提出することが必要です。これは、助成金による成果が本事業の目的に沿って適切に使用されることを担保するためです。

(5) 中間評価

研究開発期間 4 年の場合の 2 年目(1 年半経過時点)に中間評価審査を実施します。

募集区分 A、B の中間(ステージ I)評価の評価項目は、①設定目標に対する進捗状況、②成果発表・特許、③実用化の見通し、④民間企業との連携、などです。評価の結果により、次の 2 年間(ステージ II)は 7 割程度の件数(評価により変動します。)に絞られます。

民間企業との連携では、共同研究契約等の締結があると高く評価されます。また、③成果発表・特許では、特許出願がなければ、評価が低くなります。

募集区分 C、E の中間評価の評価項目は、①研究進捗状況、②成果発表・特許、などであり、中間評価の結果によっては、見直し又は中止を求めることがあります。

(6) 事業の継続

研究開発期間終了時点で、優れた研究成果をあげて発展の見込まれる研究テーマと NEDO 技術開発機構が認め、かつ研究代表者が希望し、予算措置が可能なときは、研究開発期間を延長し、追加助成することがあります。

(7) 事後評価

研究開発期間終了後に事後評価を実施します。

(8) 研究成果の追跡調査(フォローアップ)

研究開発期間終了後は、本研究成果の産業応用化状況等について、適宜、NEDO 技術開発機構が依頼するときには、研究代表者は協力していただきます。

(9) 研究成果の収益納付

研究開発期間中及び研究開発期間終了後 5 年以内は、本事業の研究成果に関し、産業財産権の許諾等により収益が生じた場合は、交付された助成金額を上限として、生じる収益の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(10) 交付決定の取消等

交付規程に違約した場合、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合又は提出書類に虚偽の記述があった場合等においては、交付決定の取消等の措置を取るとともに、氏名、不正行為の内容及び措置の内容等を公表することがあります。

(11) ライフサイエンス研究に係る生命倫理や安全確保に係る指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令又は指針等（「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」等）により必要な手続等が定められているため、当該手続等を遵守し、適切に研究を実施してください。

なお、これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本助成金の交付を取り消すことがあります。

(12) 不正使用及び不正受給への対応

本助成金の不正な使用等が認められた場合には、助成金の全部又は一部の返還を求めるとともに、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせによる「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日、平成18年11月14日改正）に基づき、本助成金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとします。

- ①不正使用を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本事業への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、助成金を返還した年度の翌年度以降2から5年間とします。
- ②偽りその他不正な手段により本助成金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への応募資格を制限することのほか、他府省を含む競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、助成金を返還した年度の翌年度以降5年間とします。

(13) 研究上の不正行為への対応

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせによる「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日、平成18年11月14日改正）に基づき、本事業による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとします。

- ①本助成金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができるものとします。
- ②不正に関与した者については、本事業への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競

争的資金担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とします。

- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠っていたこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記②と同様とします。この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年以降1から3年間とします。

(14)不正行為の報告義務

- ①不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された者の情報については、内閣府に報告するとともに、内閣府が一元的に管理することとなります。
- ②独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとします。

7. 個人に関する情報の取扱い

提案者の個人に関する情報については、NEDO 技術開発機構による公募の案内、展示会、広報支援活動、関係機関の報告、その他予算要求に係る資料に利用させていただきます。

以上

(様式第 1)

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 村田 成二 殿

研究代表者氏名
所属機関名

以下のとおり、「産業技術研究助成事業(若手研究グラント)」平成 20 年度第 1 回公募に応募します。
(「産業技術研究助成事業(若手研究グラント)」平成 20 年度第 1 回公募研究開発提案書)

記入上の注意

記入に際しては、格段の注意書きの無い限り、字数・行数・枚数は制限しません。
すべての項目及び注意書きは、修正・削除しないこと。
基本的には、MSP ゴシックの 11 ポイントを使用すること。
英数字及びハイフン(-)は半角、句点は「。」、読点は「、」とすること。
また、説明に必要であれば、下線、図、表等も記入のこと。

1. 研究テーマ名:

__ 研究テーマ名は、80 字以内とし、副題は付けないこと。

2. 研究代表者

フリガナ:	
氏名:	
性別:	
所属機関:	
部署:	
役職:	
所在地 〒:	
都道府県:	
住所:	
電話:	
FAX:	
E-mail:	

__ 提案者の個人に関する情報については、NEDO 技術開発機構による公募の案内、展示会、広報支援活動等の情報提供に利用させていただきます。

3. 分野、技術課題、政策目標、キーワード及び研究開発期間

分野： __分野は、(別添 2)「技術課題」に記載された、ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、製造技術、環境エネルギー、革新的融合、産業技術に関する社会科学、インターナショナルの中から、いずれか一つを選択して記入。 __募集区分 A に応募の場合は、分野欄の記載事項に関わらず、技術課題番号により分野を振り分けず。 __募集区分 C 革新的融合分野に応募の場合には、融合する複数の具体的分野名(例えば、「ライフサイエンス分野と環境エネルギー分野の融合」)を記入のこと。		
技術課題番号： __ (別添 2)「技術課題」より、本研究内容が対象とする技術課題を一つ選択して、その番号を記入。ただし、選択した分野に含まれる技術課題に限る。(例えば、分野でライフサイエンスと記入した場合は、課題番号 01 から 10 の内で一つを選択する。)		
政策目標番号及び選定理由 __ (別添 3)「第 3 期科学技術基本計画における政策目標」より、本研究内容が当てはまる政策目標を一つ選択して、その番号を記入。また、この政策目標番号を選定した理由を簡単に記入。 __当てはまる政策目標がない場合は、その旨を記入。	番号： 理由：	
技術戦略マップ上の位置づけ： __ (別添 4)「技術戦略マップ」上で、分野に関わらず、本研究内容が当てはまる技術項目を記入。(例えば、情報通信分野では、「ネットワーク分野→デバイス技術→共通基盤技術→先端技術→集積技術」の形式で記入。当てはまる項目がない場合は、その上の段階の項目まで記入。) __当てはまる分野自体がない場合は、その旨を記入。		
キーワード： __ (別添 5)「キーワード」より、本研究の内容を的確に表現するキーワードを全体で 3~5 個選択して、その番号を重要な順に記入。	キーワード番号 1:	
	キーワード番号 2:	
	キーワード番号 3:	
	キーワード番号 4:	
	キーワード番号 5:	
フリーキーワード __ 本研究内容を的確に表現するキーワードが(別添 5)「キーワード」に含まれていない場合に、5 個以内で、重要な順に記入。	フリーキーワード 1:	
	フリーキーワード 2:	
	フリーキーワード 3:	
	フリーキーワード 4:	
	フリーキーワード 5:	
研究開発期間： __ 4 年又は 2 年のいずれかを選択して、その前に○を記入。(募集区分 C・E は 4 年のみ、募集区分 D は 2 年のみ。)		4 年 、 2 年

4. 研究開発内容

(1) 概要:

__200 字程度で記入。(採択の場合、本概要は公表します。なお、公表に当たり、一部、字句を修正する場合があります。)

(2) 目的:

__本研究提案の目標達成により、どのような産業ニーズ・社会ニーズに応えるのか、どのような産業技術のシーズとなるのか、選択した技術課題の解決にいかに重要であるか、などを記入。

(3) 背景:

__本研究提案の基となる、提案者がこれまで取り組んできた基礎研究(科学研究費補助金等)の成果(技術シーズ)に関して、その内容、現状の技術レベル(例えば、世界の数箇所で行われておりその一つに含まれる、世界で唯一等)を記入。なお募集区分 D の産業技術に関する社会科学分野では、技術シーズを方法論、考え方、着眼点と読み替えること。

(4) 目標

__研究開発期間中間時点の目標及び研究開発期間終了時点での目標(可能な限り定量的に、かつ、世界的なレベルとの比較を含めて)を記入。また、募集区分 D の産業技術に関する社会科学分野を除き、いつまでにどのような特許出願を目指すのかも記入。

(4.1) 中間目標:

__研究開発期間 4 年の場合、中間評価審査時点である研究開始後 1 年 6 ヶ月経過時点、研究開発期間 2 年の場合、研究開始後 1 年経過後時点での目標値を記入。

(4.2) 最終目標:

(5) 計画表

__研究開発期間を通じた研究開発の計画表を記入。(必要に応じて、表中にコメント等を記載)

研究項目(チームの場合、研究者名)	研究開発期間	
	中間	
1) 研究項目(研究者名)	← (この矢印は例示) →	
2) 研究項目(研究者名)		← (この矢印は例示) →
3) 研究項目(研究者名)	← (この矢印は例示) →	

__注意事項 計画表は(6)計画内容に挙げる項目について、内容、実施期間など、可能な限り具体的に記入。中間目標値(中間目標)がある場合は表中に併せて記載すること。なお、研究開発期間 4 年の場合は破線(1 年 6 ヶ月経過時点)が中間目標達成時期となる。

(6) 計画内容:

__本研究の目標を達成するための計画内容を具体的に記入。その際、研究開発によって解決すべき主要なポイント及びその解決の見通しなども記入。研究項目は、(5)の計画表と対応させること。

(7) 研究チームの必要性:

__研究チームで応募する場合のみ記入。
__本研究の実施に当たって、各研究者の分担内容と、それらが必要であることを記入。募集区分 E の国際分野では、国際研究連携の必要性を記入のこと。

(8) 研究開発内容の新規性・独創性・革新性

__本研究の内容について、国内外の研究開発動向と比較したレベルを含めて、新規性、独創性又は革新性を記入。また、先行論文、特許、技術動向調査を基に従来・類似技術との比較・分析(SWOT 分析等)を行い、本研究内容の優位性を記入。なお、できるだけ、各項目による比較表としてまとめること。もし、競合する従来・類似技術が全くないならば、そのことを記入。

(8.1) 新規性・独創性・革新性:

(8.2) 従来・類似技術との比較:

(9) 実用化の見通し等

(9.1) 実用化の見通し:

__本研究の目標が達成されたとして、なお研究終了後、実用化までに解決が必要な課題を含めて、想定する製品やシステム等への実用化のシナリオ及び産業・社会への波及効果を記入。なお募集区分 D の産業技術に関する社会科学分野では、本研究の目標が達成されたとして、どのように産業界・社会で成果が使われるのかについての具体的な見通し及び産業・社会への波及効果を記入すること。

__当該研究テーマで、特許を出願していない研究代表者は、当該研究項目に掲げている目標等がクリアーした場合、特許出願する見込みなどを記入。

__当該研究終了後、どのような業種の企業、産業へ働きかけを行い、どれくらいの期間で実用化研究に移行するか等の見通しを記入。

__また、技術戦略マップ2007における本研究提案の位置づけについて考察し、本研究の最終目標を達成することにより、技術戦略マップ上で目標として掲げられている技術課題の前倒しでの達成に貢献できるなど、関係性を記入。ただし、技術戦略マップ2007に記載されていない研究テーマであっても、問題なく、提案は可能です。

(9.2) 特許

__本研究に関連し、研究者が特許権者又は発明者に入っている特許(出願中を含む。)を有している場合は 2 件以内に限り、特許が実用化に際して有用である点を記入。(2 件の場合は、表をコピーして記入。)

__参考として、特許の要約版(要約、請求範囲のわかるもの)を 18 部、コピー(電子申請の場合は、電子ファイル化しても良い。)として添付してください。(なお、出願中で、要約版提出に支障がある場合は、添付しなくても構いません。)

特許(又は公開・出願)番号:	
発明の名称:	
発明の概要(3 行以内)	
特許権者(出願人):	
発明者:	
登録(又は公開・出願)年月日:	

実用化への有用性:	
-----------	--

(9.3) 連携民間企業

募集区分 D の産業技術に関する社会科学分野への応募の場合は、記入不要。

本研究と関連して、民間企業と共同研究や受託研究等(秘密保持契約、覚書、寄付金の受入れ等)を実施している場合は記入。複数の民間企業がある場合は、表をコピーして記入。

民間企業名:	
住所:	
本研究における企業の役割: __具体的に記入。(研究代表者又は研究分担者が職員を兼務する企業の場合は、その旨も記入。)	
共同研究等の契約の有無 __共同研究等の契約を締結している場合は、契約有の前に○を付け契約期間を記入する。締結していない場合は、契約無の前に○を付ける。	契約有(平成 年 月 日~平成 年 月 日) 契約無
受入研究費の額(万円): __受託研究等により、研究費を受入れている場合は、その額を記入。	万円

(10) 省エネルギー効果又は石油代替効果

募集区分 B の環境エネルギー分野については、省エネルギー効果又は石油代替効果を必ず記入してください。また、それ以外の分野においても記入が望ましく、効果無しの場合には、別添 9 の 2. 評価項目の重み付けの表における項目⑦の点数が得られないため、効果有りの方が有利となります。

募集区分 C の革新的融合分野及び募集区分 D の産業技術に関する社会科学分野への応募の場合は、記入不要。

研究テーマの目標達成及びその実用化によってもたらされると想定する省エネルギー効果又は石油代替効果について、効果が現れる年や市場規模・市場占有率の算出根拠の説明とともに、具体的に説明。

また、原油換算(別添 10 参照)により、研究終了後、効果が現れると想定した年から 2030 年までの効果量積算値[市場規模、市場占有率のほか、成功率 = 0.9(固定)を考慮して算出。]で記入。(例えば、ある年の算出式は、石油代替市場規模としてガソリン消費量 500 万 kl/年 × 原油換算係数 0.9058 × 市場占有率 1% × 成功率 0.9 = 4.08 万 kl/年、となります。)

省エネルギー効果又は石油代替効果: __効果有りの場合は、有の前に○を付け、下欄に効果の説明と効果量積算値を記述する。無い場合は、無の前に○を付ける。	有、無
省エネルギー効果又は石油代替効果の説明:	
2030 年までの原油換算効果量積算値:	算出式 kl

(11) 前回提案からの改善点

研究代表者が本事業で不採択になった研究開発提案書を改善して再提案した場合のみ記入。

年度:	
受付番号:	

分野名：	
研究テーマ名：	
主な指摘及び改善点： — 前回の不採択での主な指摘事項と、それに対して改善した点を記入。	

5. 研究者

研究チームの場合は、研究代表者及び研究分担者全員分を、一人ずつ作成。(表をコピーして記入。)

フリガナ:		
氏名:		
国籍: __ インターナショナル分野 の研究分担者のみ記載		
性別:		
所属機関:		
所属機関の所在国: __ インターナショナル分野 の研究分担者のみ記載		
機関種別番号: __ 機関種別番号(以下より選択)を記入。 __ 1: 国立大学法人、2: 公立大学、3: 私立大学、4: 国立短期大学、5: 公立短期大学、6: 私立短期大 学、7: 国立高等専門学校、8: 公立高等専門学 校、9: 私立高等専門学校、10: 大学共同利用機関 法人、11: 国立研究所、12: 独立行政法人(国立高 等専門学校を除く)、13: 公立試験研究機関(地方 独立行政法人を含む)、14: 特殊法人(非株式会社 形態のもの)、15: 財団法人、16: 社団法人、17: 海外に所在する研究機関(民間企業を除く)(17:イ ンターナショナル分野のみ記載。)		
部署:		
役職:		
電話:		
E-mail:		
生年月日:	年 月 日生	
年齢:	歳(公募締切日: 平成 20 年 1 月 24 日現在)	
研究者 ID: __ 研究者 ID は、文部科学省科学研究費補助金研 究者番号を有する者及び国立研究機関、独立行政 法人、特殊法人等の研究機関に所属する研究者 の場合、8 桁の ID を記入。有していない場合は 「無」と記入。		
最終学歴:		
職歴:		
主な研究論文 __ 本研究に関連する主な研究論文 3 報 以内について、著者名、発表題目、掲載 誌名、巻、ページ、発表年、及び本研究と の関連性を簡単に記入。	1):	
	2):	
	3):	
所属学会 __ (別添 11)学会名一覧から主要な所属 学会を 3 つまで選択して記入。	1):	
	2):	
	3):	
エフォート(%)	20 年度:	(%)
__ 研究者が本研究開発の実施に 必要とする時間の配分率(%)を、年	21 年度:	(%)
	22 年度:	(%)

度(会計年度)ごとに、1～100の整数で記入。研究者の年間の全仕事時間(教育、医療活動等を含む。)を100%とする。	23年度:	(%)	
	24年度:	(%)	
他の公的助成等の有無 <u>NEDO 技術開発機構以外の研究助成・補助制度等(民間企業・財団法人からの助成・補助は含まない。)</u> から、過去において助成・補助等を受けた場合、現在受けている場合、又は申請中の場合のいずれかに該当するときは、有の前に○を付ける。無い場合は、無の前に○を付ける。	有	、	無
NEDO 技術開発機構の事業への参加 <u>NEDO 技術開発機構の研究開発プロジェクトに、過去において参加していた場合、現在参加している場合、又は現在公募しているプロジェクトに提案している場合のいずれかに該当するときは、有の前に○を付ける。無い場合は、無の前に○を付ける。</u>	有	、	無

他の公的助成等が有の場合のみ記入。(研究チームの場合は、研究代表者及び研究分担者全員分を、一人ずつ作成。)
過去に他の機関から助成等を受けたものについては直近の2件(1件の場合は、1件分。)について、現在申請中のもの及び現在受けているものについては全件について、表をコピーして記入。

助成制度の名称:		
配分機関名:		
担当研究テーマ名:		
助成期間:	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
担当助成金(予定)総額:	万円	
参加形態(担当研究テーマにおける参加人数): <u>例えば、プロジェクトリーダー、研究分担者、等を記入。</u>	(人)	
エフォート(%) <u>申請中の場合、及び現在、助成等を受けていて本研究と助成期間が重なる場合のみ、年度(会計年度)ごとに1～100の整数で記入。</u>	20年度:	(%)
	21年度:	(%)
	22年度:	(%)
	23年度:	(%)
	24年度:	(%)
本研究開発提案内容との差異: <u>申請中の場合、及び現在、助成等を受けていて本研究と助成期間が重なる場合のみ記入。</u>		

NEDO 技術開発機構の事業への参加が有の場合のみ記入。(研究チームの場合は、研究代表者及び研究分担者全員分を、一人ずつ作成。)
過去に参加したものについては直近の2件(1件の場合は、1件分)を記入し、現在申請中のもの及び現在参加しているものについてはすべてを記入。(表をコピーして記入。)

事業名称:	
担当研究テーマ名:	

プロジェクト期間:	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
担当委託・助成金(予定)総額:	万円	
参加形態(担当研究テーマにおける参加人数): __例えば、直接委託、再委託、共同研究、プロジェクトリーダー、研究分担者、等を記入。	(人)	
エフォート(%) __申請中の場合、及び現在、助成等を受けていて本研究と助成期間が重なる場合のみ、年度(会計年度)ごとに1~100の整数で記入。	20年度:	(%)
	21年度:	(%)
	22年度:	(%)
	23年度:	(%)
	24年度:	(%)
__本研究開発提案内容との差異: 申請中の場合、及び現在、委託・助成等を受けていて本研究と委託・助成期間が重なる場合のみ記入。		

6. 助成対象経費

(1) 直接経費の内訳見込み

__直接経費の内訳概数は、(別添 6)「助成対象経費の範囲」を参考にして、研究開発提案の実施に必要な経費(直接経費の合計)の内訳見込みを百万円単位で、小数点以下一桁まで記入。

__募集区分 A 及び B で、4 年間の研究の場合は、総額 50.0 百万円(1、2 年目合計額 25.0 百万円まで、3、4 年目合計額 25.0 百万円まで。)、2 年間の研究の場合は、総額 30.0 百万円をそれぞれ上限。募集区分 C 及び E については、4 年間の総額 50.0 百万円(2 年目までの計で、30.0 百万円以内)。募集区分 D については、2 年間の総額 10.0 百万円以内。ただし、事業進捗に応じて特に必要と認められるテーマについて上記の額を超えて助成する場合がある。

__なお、2 年間の研究の場合は、3、4 年目の記入は不要。

(単位: 百万円)

研究開発期間	(ステージⅠ)			(ステージⅡ)			合計 (全期間)
	1 年目 H20.6~H.21.5 (12 か月)	2 年目 H21.6~H.22.5 (12 か月)	3 年目 H22.6~H.23.5 (12 か月)	4 年目 H23.6~H.24.5 (12 か月)			
会計年度別予算	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度		
	H20.6.1 ~ H.21.3.31 (10 か月)	H21.4.1 ~ H22.3.31 (12 か月)	H22.4.1 ~ H22.5.31 (2 か月)	H22.6.1 ~ H23.3.31 (10 か月)	H23.4.1 ~ H24.3.31 (12 か月)	H24.4.1 ~ H24.5.31 (2 か月)	
1.物品費:							
2.旅費:							
3.謝金等:							
4.その他:							
合計 (1+2+3+4):							

(2) 研究者ごとの直接経費の見込み(募集区分 E の国際分野のみ記入。)

(単位: 百万円)

	研究者		所属機関名	所在国	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	合計
	氏名	国籍								
研究代表者		日本		日本						
研究分担者										
研究分担者										
研究分担者										
計										

(3) 労働者派遣者の利用内容

__謝金等のうち労働者派遣者がある場合には、各派遣者が担当する内容を記入。(各派遣者分を一人ずつ、表をコピーして作成。)

派遣者が担当する内容:	
-------------	--

(4) 主な物品の購入内訳

__ 主な物品の購入内訳は、物品費で購入する予定の 200 万円以上の物品について、品名、仕様、用途及び予定金額を記入。
(複数ある場合は、表をコピーして記入。)

品名:	
仕様:	
用途:	
予定金額(百万円単位):	百万円

(5) その他のうちの主な経費内容

__ その他のうちで、100 万円以上/品・件がある場合には、その内容を記入。(複数ある場合は、表をコピーして記入。)

品名/件名:	
用途:	
予定金額(百万円単位):	百万円

(6) 間接経費の受入れの可否:

__ 間接経費の受入れの可否は、研究代表者が所属する機関において、間接経費を受け入れることが可能な場合は、可の前に○を付ける。不可能な場合は、否の前に○を付ける。

__ インターナショナル分野については、研究分担者の研究機関に間接経費の支出を要する場合は、研究代表者が所属する機関において受け入れた間接経費の中からこれを充当すること。

可、否

7. 利害関係のある外部専門家

__ 本事業のホームページで公開している事前書面評価に当たっていただく外部専門家のうち、利害関係にあり、公平な評価とならないと危惧される場合(対立関係の場合だけでなく、提案者が提案書に記載した論文・特許等の共著者・共発明者等、職務上の関係者、親族関係者(配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族、同居の親族)の場合を含む。)は、外部専門家氏名、その所属機関、理由を記入。(複数ある場合は、表をコピーして記入。)

外部専門家氏名:	
所属機関:	
理由:	

研究開発構想図

- __ 本研究の背景・目的・方法・内容・目標等を明瞭、具体的、かつビジュアルに表現した構想図として作成してください。
- __ A4 書式(図数、A4 枚数、A4 縦使い/A4 横使い、白黒/カラー等)に、制限はありません。

用語の説明

- __ 本研究開発提案書で使用している専門用語及び略語のうち、必要と思われるものについては、解説を記述してください。
- __ なお、他に参考となる Web サイトがあれば、併せて URL も記入してください。

応募書類・要件等チェックシート

1. 応募書類のチェック

応募書類・要件等チェックシート(本紙、1枚) (電子申請では、チェック後の提出は不要)

研究開発提案書
(紙資料による申請の場合)

正本 1部

写し 17部

(電子申請の場合)

正本 1式

研究開発提案書電子データ(CD-R 又は FD、1部) (電子申請では、不要)

正本 1式

特許要約版(特許(又は出願書類)の要約版)

(紙資料による申請の場合)

要約版 18部

(電子申請の場合)

要約版 1式

※電子申請の場合に郵送等で別送するときは、紙資料による申請の場合と同じ18部を提出

応募書類受付通知葉書(1枚) (電子申請では、不要)

財団法人・社団法人資料(1部)

(募集区分A、B、C、Eへの応募で、所属機関が財団法人又は社団法人の場合)

※電子申請の場合も、郵送等で別送扱いにて提出。提出部数は、1部。

2. 応募要件等のチェック

研究者個人で提案する場合は公募要領2.2.(1)、研究チームで提案する場合は公募要領2.2.(2)、募集区分Eの場合は2.3.(1)の要件を満たしている。

研究代表者は公募要領2.2.(4)、募集区分Eの場合は、2.3.(2)の要件を満たしている。

公募要領2.4.(1)「応募件数の制限」に違反していない。

公募要領2.4.(2)「重複応募の禁止」に違反していない。

公募要領2.4.(3)「研究資金の過度の集中の排除」に違反していない。

公募要領2.4.(4)他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況を応募書類に記載した。

公募要領2.4.(5)「不正使用・不正受給、研究上の不正」に抵触していない。

直接経費の研究開発期間を通じての合計額は、公募要領3.(3)「助成対象経費及び助成金額」の上限額以下である。

虚偽の記載は無い。

技術課題

●募集区分 A

分野	技術区分	技術課題	課題番号
ライフサイエンス	健康維持・安心、安全のための創薬・分子診断技術	タンパク質、糖鎖、RNA 等生体分子の構造・機能・ネットワークの解析に係る技術	1
		生体分子の機能改変・利用に係る技術	2
		鳥インフルエンザ等感染症対策技術	3
	身体機能回復のための安心、安全、再生医療技術	脳、感覚器官等の生体組織の機能解析に係る技術	4
		骨、心筋、肝臓等の生体組織の創製・再生・利用に係る技術	5
	健康維持・安心、安全のための医療・福祉技術	ドラッグデリバリーシステム等のナノ医療に係る技術	6
		医療・福祉機器及び医用工学に係る技術	7
	循環型社会構築のための安心、安全、生物機能活用技術	生産プロセスへの生物機能活用に係る技術	8
		工業原料及び製品への生物資源利用に係る技術	9
		生物遺伝資源の確保・リスク管理に係る技術	10
情報通信	高度な情報通信社会を実現するための安心、安全、ネットワーク関連技術	ネットワークの高速化・汎用化に係る技術	11
		ヒューマンインターフェースを含む入出力・ユーザビリティに係る技術	12
	安心、安全のための高度な情報通信社会を支える基盤技術	デバイス(不揮発性メモリ等)・情報通信機器(ストレージ等)の高性能化に係る技術	13
		半導体の製造プロセスの効率化・環境負荷最小化に係る技術	14
		ソフトウェア関連(コンテンツ技術、セキュリティ等)に係る技術	15
	安心、安全のための次世代の情報通信産業の糧となる革新的な技術	次世代の情報通信デバイス・情報通信技術に係る技術	16
ナノテクノロジー・材料	安心、安全のための、広範な科学技術・産業の飛躍的発展の基盤となるナノテクノロジー	ナノ材料の設計・加工・製造に係る技術	17
		ナノデバイスの材料・設計・加工・製造に係る技術	18
	安心、安全のための、革新的な物性、機能を付与するための材料技術	材料の複合化・インテリジェント化に係る技術	19
		材料表面に有用機能を付加する表面修飾・加工に係る技術	20
		構造物の安全性・長寿命化につながる材料高性能化に係る技術	21
	安心、安全のための、ナノテクノロジー・材料分野を支える共通基盤技術	ナノテクノロジー・材料における計測・評価・検査、分析、シミュレーション等に係る技術	22
製造技術	安心、安全のための、産業・社会の変革をもたらす機械・システム技術	MEMS(Micro Electro-Mechanical Systems)の設計・製造・応用に係る技術	23
		高機能ロボットの設計・製造・応用に係る技術	24
		微細・複雑形状物の加工・製造に係る技術	25

	安心、安全のための、製造業の国際競争力強化のための生産プロセス	生産プロセスの環境負荷最小化・安全化に係る技術	26
		生産プロセスの革新・効率化に係る技術	27
	安心、安全のための、世界市場の開拓を目指す航空・宇宙技術	航空機の信頼性、安全性、環境適合性等の向上及び次世代航空機に係る技術	28
		衛星・ロケットの低コスト化・高信頼性化・高機能化、再利用軌道間輸送機、宇宙の実利用等に係る技術	29
	生産システムの安全構築を目指す安心、安全対策技術	工場等の安全対策、運用管理効率化等に係る技術	30
安心・安全な社会インフラ構築のための新技術	免震、低コスト耐震	31	

●募集区分 B

分野	技術区分	技術課題	課題番号
環境エネルギー	安心、安全のための、安定供給を目指すエネルギー利用効率化技術	化石燃料の高度利用に係る技術	32
		エネルギーの輸送・貯蔵・分散利用システムに係る技術	33
		未利用エネルギーの有効利用に係る技術	34
	安心、安全のための、環境制約を克服するためのエネルギー消費削減技術	投入エネルギー最小化プロセスに係る技術	35
		省エネルギー用の材料、デバイス、製品等の開発・改良に係る技術	36
	安心、安全のための、ゼロエミッションを目指すクリーンエネルギー技術	燃料電池の開発・利用に係る技術	37
		水素の製造・エネルギー利用に係る技術	38
		太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの有効利用に係る技術	39
		セルロースエタノール等の生成技術、バイオマスエネルギー、廃棄物発電等の再生可能エネルギーの高度利用に係る技術	40
	安心、安全のための、自然と共生した持続可能な社会構築のための環境対策技術	二酸化炭素回収・固定化・有効利用、脱フロン対策等の地球温暖化ガス対策に係る技術	41
		環境負荷低減・環境修復に係る技術	42
		水資源の有効活用に関する技術	43
	安心、安全のための、循環型社会構築のための 3R 等の技術	資源の有効利用・循環、汚染除去等に係る技術	44
	安全・安心な社会構築のための化学物質総合管理技術	化学物質のリスク削減対策・評価・管理に係る技術	45

●募集区分 C

分野	技術区分	技術課題	課題番号
革新的融合	安心、安全のための、新たな価値の創出を目指す分野融合的な技術	異分野技術融合による革新的技術	46

●募集区分 D

分野	技術区分	技術課題	課題番号
産業技術に関する社会科学	産業競争力強化のための社会科学	技術経営戦略	47
		商品開発・事業化の R&D に係るマネジメント	48
		新技術の社会受容性に係る社会科学	49
		サービスイノベーション	50

●募集区分 E

分野	技術区分	技術課題	課題番号
インターナショナル	国際的技術融合による革新的技術の国際研究連携	我が国の持続的な発展のための革新的技術であって、国際的な融合による研究開発を必要とする分野	51
	社会ニーズ対応型国際研究連携	我が国の持続的な発展のための技術開発であって、「暮らし」の安全確保を図る課題、地球環境や国際エネルギー需給などのグローバルな課題や、国際社会に必要とされる標準の策定等、国際社会のニーズに対応する分野	52

第 3 期科学技術基本計画における政策目標

理念	大政策目標	中政策目標	目標 番号
人類の英知を生む	飛躍知の発見・発明	新しい原理・現象の発見・解明	01
		非連続な技術革新の源泉となる知識の創造	02
	科学技術の限界突破	世界最高水準のプロジェクトによる科学技術の牽引	03
国力の源泉を創る	環境と経済の両立	地球温暖化・エネルギー問題の克服	04
		環境と調和する循環型社会の実現	05
	イノベーター日本	世界を魅了するユビキタスネット社会の実現	06
		ものづくりナンバーワン国家の実現	07
		科学技術により世界を勝ち抜く産業競争力の強化	08
健康と安全を守る	生涯はつらつ生活	国民を悩ます病の克服	09
		誰もが元気に暮らせる社会の実現	10
	安全が誇りとなる国	国土と社会の安全確保	11
		暮らしの安全確保	12

第 3 期科学技術基本計画については、

第 3 期科学技術基本計画(平成 18～22 年度)の概要

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/06032816/001.pdf) 及び
科学技術基本計画

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/06032816/001/001.pdf)

を参照してください。

技術戦略マップ

技術戦略マップ 2007 を参照し、分野に関わらず、研究内容が当てはまる技術項目を選択してください。
例えば、情報通信分野では、「ネットワーク分野→デバイス技術→共通基盤技術→先端技術→集積技術」の形式で記入してください。当てはまる項目がない場合は、その上の段階までを記入してください。当てはまる分野自体がない場合は、その旨を記入してください。

技術戦略マップについては、

NEDO 技術開発機構「技術戦略マップ」
ダウンロード一括ダウンロード「技術戦略マップ 2007」一括ダウンロード(17,323KB) P1～956
関係する、分野毎にダウンロードすることが可能。
<http://www.nedo.go.jp/roadmap/index.html>

表紙、目次 (59KB)

はじめに —技術マップについて— (5,470KB)

分野別の技術戦略マップ 情報通信分野 一括ファイル

情報通信分野(半導体分野、ストレージ・メモリ分野、コンピュータ分野、ネットワーク分野、ユーザビリティ(ディスプレイ等)分野) (734KB)

分割ファイル

半導体分野のロードマップ (333KB)
ストレージ・メモリ分野のロードマップ (233KB)
コンピュータ分野のロードマップ (265KB)
ネットワーク分野のロードマップ (260KB)
ユーザビリティ(ディスプレイ等)分野のロードマップ (280KB)

ライフサイエンス分野 一括ファイル

ライフサイエンス分野(創薬・診断分野、診断・治療機器分野、再生医療分野、ガン対策等に資する技術分野) (637KB)

分割ファイル

創薬・診断分野のロードマップ (463KB)
診断・治療機器分野のロードマップ (356KB)
再生医療分野のロードマップ (303KB)
ガン対策等に資する技術のロードマップ (382KB)

環境・エネルギー分野 一括ファイル

脱フロン対策分野(557KB)
化学物質総合評価管理分野(1.8MB)
3R 分野(818KB)
エネルギー分野(3.2MB)

分割ファイル

脱フロン対策分野のロードマップ (281KB)
化学物質総合評価管理分野のロードマップ(598KB)
3R 分野のロードマップ (457KB)

ナノテクノロジー・材料分野 一括ファイル

ナノテクノロジー分野(1.7MB)
部材分野(1.1MB)

分割ファイル

ナノテクノロジー分野分野のロードマップ (1.2MB)
部材分野(723KB)

ものづくり分野 一括ファイル

ロボット分野(1.1MB)
航空機分野(508KB)
宇宙分野(7.1MB)
MEMS 分野(494KB)
グリーンバイオ分野(795KB)
超電導技術分野(1.4MB)
人間生活技術分野(1.2MB)
ファイバー分野(523KB)

分割ファイル

ロボット分野のロードマップ (780KB)
航空機分野のロードマップ (358KB)
宇宙分野のロードマップ (658KB)
MEMS 分野のロードマップ (196KB)
グリーンバイオ分野のロードマップ (362KB)
超電導技術分野のロードマップ (301KB)
人間生活技術分野のロードマップ (564KB)
ファイバー分野のロードマップ (247KB)

テクノロジー・ロードマッピングを方法論として活用した 異分野技術融合促進のための ディスカッションマ
ニュアル(836KB)

おわりに (118KB)

研究開発小委員会名簿及びタスクフォース・ワーキンググループのメンバーリスト (402KB)

を参照してください。

キーワード

●ライフサイエンス

101	アミノ酸、ペプチド
102	蛋白質
103	糖、糖鎖
104	その他生体物質(アルカロイド、ヘム、等)
105	核酸、DNA、RNA、ゲノム、遺伝子
106	その他生体高分子(セルロース、リグニン、ポリフェノール、等)
107	抗体
108	酵素
109	細胞
110	脂質
111	組織
112	代謝
113	培養
114	発生、分化、幹細胞、生殖
115	微生物バイオ
116	植物バイオ、グリーンバイオ
117	動物バイオ
118	発酵
119	育種
120	家畜
121	食品
122	木材
123	その他農芸化学
124	バイオセンサ
125	バイオ素子
126	バイオインフォマティクス、生体情報学
127	リハビリテーション
128	障害者支援
129	老人介護、看護
130	レーザー医療
131	福祉工学・機器
132	医用材料
133	人工臓器
134	超音波診断
135	非侵襲計測
136	低侵襲治療
137	磁気共鳴画像(MRI)
138	医療用ロボット

139	手術支援システム
140	遠隔医療
141	その他医用機器・装置
142	DNA チップ、バイオチップ
143	イムノアッセイ
144	生化学分析、臨床検査
145	病原体、ウィルス、細菌
146	バクテリオファージ
147	ワクチン
148	免疫
149	アレルギー
150	ストレス
151	移植、再生
152	感染症
153	血液
154	細胞移植
155	再生医療
156	循環器、高血圧
157	糖尿病、糖尿
158	癌、腫瘍
159	内科
160	外科
161	小児科
162	神経、脳
163	認知症
164	老化
165	栄養学
166	薬学、医薬品
167	ドラッグデリバリー

●情報通信

201	カオス、フラクタル
202	デジタルデバイド
203	バーチャルリアリティ、仮想現実
204	情報処理、情報システム
205	アルゴリズム
206	空間情報処理
207	モデル化
208	通信方式、プロトコル
209	伝送技術(ATM、パケット、xDSL、電力線通信(PLC)等)
210	光伝送技術(ファイバ伝

	送、ソリトン、クロスコネクト、ADM、WDM 等)
211	光無線
212	極短光パルス技術、フェムト秒パルス
213	マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波
214	移動体通信、ITS
215	携帯端末、無線
216	衛星・宇宙通信
217	電磁界、電波
218	アンテナ工学
219	スーパーコンピュータ
220	分子コンピュータ・バイオコンピュータ・DNAコンピュータ
221	ニューロコンピュータ
222	光コンピュータ
223	量子コンピュータ
224	並列処理、ベクトル化
225	分散コンピューティング
226	コンピュータグラフィックス
227	ユビキタスコンピューティング、モバイルコンピューティング
228	ディレクトリ、情報検索
229	インターネット・イントラネット
230	ウェブ技術
231	マルチメディア、オンデマンド、ストリーミング
232	リアルタイムコラボレーション(対話処理)
233	高信頼性ネットワーク、セキュアネットワーク、フォトリックネットワーク、衛星利用ネットワーク
234	モバイルネットワーク、アドホックネットワーク
235	ニューラルネットワーク
236	情報家電・ホームネットワーク
237	光メトロ系、光アクセス系
238	セキュリティ、暗号、認証

239	著作権、コンテンツ保護
240	データベース
241	GPS、GIS
242	エージェント
243	シミュレーション
244	ソフトウェア、論理プログラミング、プログラミング言語
245	センサ
246	リモートセンシング、モニタリング
247	計測工学
248	化合物半導体デバイス
249	有機半導体デバイス
250	アナログ回路・信号処理
251	デジタル回路・信号処理
252	回路設計、LSI 設計
253	集積回路
254	プロセッサ、システム LSI
255	システムオンチップ
256	その他半導体デバイス
257	レーザー、LED
258	光ファイバー、FBG
259	光メモリ
260	光増幅
261	光変調器・光スイッチ
262	光インタフェース・インターコネク
263	光回路、光導波路、光集積回路
264	撮像デバイス、CCD
265	表示デバイス、ディスプレイ
266	その他光学素子
267	磁気メモリ
268	実装技術、光実装
269	超音波デバイス、SAW
270	超伝導デバイス、SQUID
271	量子効果デバイス
272	入出力装置、記憶装置(ストレージ)
273	多言語処理
274	自然言語処理
275	意味解析・理解
276	画像認識、画像処理、画像解析、画像計測
277	コンピュータトモグラフィ
278	文章認識・解析

279	音声認識・処理
280	パターン認識
281	可視化
282	サイバネティクス
283	人工知能
284	ヒューマン・マルチモーダルインタフェース

●環境

301	環境影響評価
302	環境調和技術
303	環境修復技術(バイオレメディエーション等)
304	地球温暖化
305	二酸化炭素固定化
306	フロン代替材料
307	大気汚染
308	水質汚染
309	土壌汚染
310	有害化学物質
311	有機塩素化合物
312	重金属
313	環境ホルモン
314	室内空気汚染
315	無害化技術
316	排水処理技術
317	廃棄物処理技術
318	排ガス処理技術
319	有機廃棄物
320	放射性廃棄物
321	電磁環境
322	環境計測
323	ライフサイクルアセスメント
324	3R(リデュース、リユース、リサイクル)
325	生分解性材料

●ナノテクノロジー・材料

401	電気化学
402	電気泳動
403	ゾル・ゲル
404	吸着、拡散
405	プラズマ
406	超臨界
407	超格子
408	表面、界面
409	薄膜、超薄膜

410	コロイド
411	材料力学、弾性、延性、靱性、展性
412	トライボロジー・潤滑
413	発光、蛍光
414	腐食・防食
415	相転移
416	耐食性、耐熱性
417	レオロジー
418	有機合成、化学合成
419	不斉合成、不斉重合、不斉触媒
420	固相合成
421	触媒
422	光触媒
423	冶金、粉末冶金
424	膜分離
425	接合、接着、コーティング
426	物理蒸着(PVD)
427	化学気相、化学蒸着(CVD)
428	エピタキシー
429	ドーピング
430	イオン注入
431	イオン吸着、イオン交換
432	マイクロマニピュレーション
433	計算科学(材料設計、分子シミュレーション等)
434	金属
435	形状記憶合金
436	セラミックス、金属化合物、無機化合物
437	有機材料、有機化合物
438	有機金属
439	錯体、配位子
440	高分子
441	導電性高分子
442	炭素材料、ダイヤモンド、黒鉛
443	カーボンナノチューブ・フラーレン
444	自己組織化
445	結晶
446	液晶
447	アモルファス、無定形、ガラス

448	繊維、ファイバー
449	多孔質材料
450	微粒子、超微粒子
451	圧電材料、ピエゾ
452	熱電材料
453	オプトエレクトロニクス材料
454	非線形光学材料
455	半導体
456	化合物半導体
457	有機半導体、有機 EL、高分子 LED
458	超伝導材料
459	誘電体、強誘電体
460	磁性材料
461	自己修復材料
462	傾斜機能材料
463	電磁機能材料
464	電子顕微鏡
465	走査プローブ顕微鏡、SFM、STM
466	分光、スペクトロスコピー
467	X線・電子線回折、中性子散乱
468	放射光、電子サイクロトロン共鳴
469	核磁気共鳴(NMR)
470	電子スピン共鳴(ESR)
471	質量分析
472	クロマトグラフィー
473	レーザー計測
474	マイクロマシン、MEMS
475	分子デバイス

●エネルギー

501	熱工学
502	燃焼技術
503	低温工学
504	海洋エネルギー
505	地熱、地熱利用
506	太陽エネルギー
507	太陽電池
508	風力エネルギー
509	バイオマス
510	水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)
511	炭化水素系燃料(メタ

	ン・メタノール等)
512	燃料改質
513	石炭利用技術・石炭利用
514	石炭ガス化
515	メタンハイドレート
516	天然ガス
517	石油
518	エネルギー変換技術(発電技術等)
519	エネルギー回収技術(発電技術等)
520	エネルギー輸送技術・発電技術
521	超伝導エネルギー技術
522	パワーエレクトロニクス
523	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)
524	燃料電池
525	ヒートポンプ
526	ヒートパイプ
527	内燃機関
528	タービン、ガスタービン
529	コージェネレーション
530	分散型エネルギーシステム
531	廃熱利用、冷熱利用
532	冷凍技術
533	負荷平準化
534	電気自動車

●製造技術

601	設計技術
602	組立技術
603	機械制御
604	機械力学、機械要素
605	化学装置、化学工学
606	高圧技術
607	真空技術
608	流体技術
609	油圧、空圧
610	アクチュエータ
611	プラント
612	品質管理
613	劣化予測・診断
614	CAD、CAM、CAE、CAT
615	ロボット(マニピュレーション他)、NC(数値制御)

616	生産システム・管理
617	製造技術(自動化、IMS、CIM等)
618	エッチング
619	メッキ(電解・無電解)
620	リソグラフィ
621	塗装
622	溶射
623	熱処理
624	その他表面処理
625	切削加工
626	放電加工
627	レーザー加工
628	プラズマ加工
629	微細・精密加工
630	圧延
631	成形加工(金属材料)
632	成形加工(樹脂、ゴム等)
633	型技術、金型
634	鋳造、鍛造
635	溶接、接合

●社会基盤

701	ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
702	国際標準(ISO等)
703	感性
704	ユーザビリティ
705	安全工学
706	リスク管理
707	都市防災
708	地球環境変動・予測
709	自然現象観測・予測
710	建築
711	コンクリート技術
712	自然災害
713	地震対策
714	地すべり学
715	土木工学
716	河川工学
717	水理学
718	国土開発・国土整備
719	地域計画
720	地上交通システム(ITS、AHS)
721	海上・航空交通
722	都市整備・環境

723	上下水道
724	水資源、淡水化
725	地域農業、農村計画
726	農地利用
727	造園、造林
728	土壌改良
729	森林保護

●フロンティア

801	宇宙科学
802	地球科学
803	地質学
804	気象学
805	海洋科学・資源
806	航空技術
807	ロケット、人工衛星

808	衛星通信
809	微小重力

●社会科学

901	技術戦略、事業戦略、経営戦略
902	技術経営(MOT)、技術マネジメント
903	研究開発マネジメント、製品開発マネジメント、事業開発マネジメント
904	イノベーション、技術革新、ナショナルイノベーションシステム
905	技術経営モデル、ビジネスモデル
906	産業財産権、特許

907	アライアンス、コンソーシアム、産学連携、産学官連携、企業連携、企業連合
908	起業、ベンチャー
909	産業クラスター、地域クラスター、地域産業構造、リージョナルイノベーションシステム
910	技術移転、技術移転機関(TLO)
911	産業技術(製品・化学物質・工程等)リスク・ベネフィット分析
912	産業技術(製品・化学物質・工程等)リスクコミュニケーション

助成対象経費の範囲

応募に際しては、研究開発に必要な経費を項目ごとに計算し、総額を出してください。その上で提案書には、「物品費」、「旅費」、「謝金等」、「その他」の金額を記入してください。

直接経費の収支管理は、「収支簿」を用いて、費目(物品費、旅費、謝金等、その他)ごとに行っていただきます。

1.物品費

物品を購入するための経費。ただし、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等(例えば、コピー機のトナー、プリンタのインクカートリッジ、鉛筆、机等の事務機器)は計上できません。また、パソコン、プリンタ等の汎用事務機器は、当該事業専用であることが証明できるものに限ります。

2.旅費

研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の海外・国内出張(資料収集、各調査、研究打ち合わせ、研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)。

3.謝金等

研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知職の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費(雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること)。

4.その他

上記のほか当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、外注分析に要する経費)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用)、特許出願等に必要な費用(当該権利の全部又は一部が個人に帰属する場合で、国内出願(出願手数料、審査請求手数料等)及び国際出願料等に要する経費。所属機関等との共同出願は、持分比率に応じた経費のみ)。

5.間接経費

間接経費の受入が可能な機関については、直接経費の30%相当額となります。

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。

なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

応募書類受付通知葉書の記入上の注意
(研究代表者が提出)

50 円 切手	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>							
又は 郵便葉書								
所属機関所在地(又は自宅住所)								
氏 名	様							

(表)

1.研究代表者名
2.分野
3.技術課題番号(*2桁の数字) □□
4.研究テーマ名
5.受付日
6.受付番号
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュージア川崎セントラルタワー20 階
NEDO技術開発機構 研究開発推進部 若手研究 Grantグループ
TEL: 044-520-5174 FAX: 044-520-5178

(裏)

- 葉書表面は研究代表者の所属機関所在地(又は自宅住所)及び氏名を記入してください。
- 葉書裏面も上記必要事項をすべてあらかじめ記入してください。ただし、受付日及び受付番号は NEDO 技術開発機構で受付後に記入します。その他の項目はすべて記入してください。
- この葉書は、応募書類等とともに 1 枚提出してください。
- 受付通知葉書の返送は、公募受付期間終了後、約 2 週間程度を予定しています。
- 電子申請の場合、応募書類受付通知葉書を提出する必要はありません。

公募説明・個別相談会の概要

1. 日時・場所

会場	開催日時	場所	住所	電話番号	最寄駅	個別相談会事前申込み期限
札幌	12月11日(火) 13:00～公募説明会 14:30～個別相談会	北海道経済産業局 札幌第一合同庁舎 6階会議室	〒060-0808 札幌市北区北8条 西2-1-1 札幌第一合同庁舎 6階	011-709-2311	札幌	12月7日
川崎	12月3日(月) 13:00～公募説明会 14:30～個別相談会	NEDO 技術開発機構 21階 臨時執務室	〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310番 ミュージア川崎セント ラルタワー21階	044-520-5174	川崎	11月29日
大阪	12月7日(金) 13:00～公募説明会 14:30～個別相談会	NEDO 技術開発機構 関西支部 会議室	〒530-0001 大阪市北区梅田 3-3-10 梅田ダイ ビル 16階	06-4306-5021	大阪	12月5日
福岡	12月5日(水) 13:00～公募説明会 14:30～個別相談会	九州経済産業局 福岡合同庁舎本館8 階 共用第7会議室	〒812-8546 福岡市博多区 博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 8階	092-482-5461	博多	12月3日

2. 内容

(1) 公募説明会及び質疑応答

事前登録の必要はありません。当日直接会場にお越しください。

なお、平成20年度公募から公募内容が変更となっているところがありますので、応募を考えている方はできるだけ参加してください。

(2) 個別相談会(事前登録の申し込み順)

上表の申し込み期限までに、事前登録が必要です。①所属、②氏名、③参加希望会場を、以前に不採択となった方の場合は、さらに④受付番号(例: 07A12345)、⑤分野名、⑥研究テーマ名(この連絡がないと、以前の参考資料が準備できません。)記載の上、提案者が直接、下記のメールアドレスへ各会場の開催日の2日前までに御連絡ください。

メールアドレス: sangi-201@nedo.go.jp

事前評価の内容

1. 評価項目及び評価の視点

(1) 技術的観点からの評価

① 研究開発目標の妥当性

研究開発の目標が、具体的かつ明確に設定されており、高い水準であること。

② 研究開発計画の妥当性

研究開発計画(研究予算を含む計画。また、研究チームの場合は、チームによる研究実施の必要性を含めての計画。)が、目標達成の観点で実現性が高いこと。(なお、国際分野については、効果的な国際研究連携体制が組まれていること。)

③ 研究開発内容の新規性・独創性・革新性

研究開発の内容に、新規性、独創性又は革新性があること。革新的融合分野では、さらに分野融合性があること。

(2) 産業応用化の観点からの評価

④ 実用化の可能性

実用化、事業化の可能性が高いこと。また、本研究開発に関連する特許等(出願中を含む。)を有し、実用化に優位であること。(なお、産業技術に関する社会科学分野については、「実用化、事業化」を「産業・社会への応用」と読み替えて評価。)

⑤ 産業・社会への波及効果

実用化された場合、産業・社会への波及効果が相当程度見込まれること。(なお、産業技術に関する社会科学分野については、「実用化」を「産業・社会への応用」と読み替えて評価。)

⑥ 産業界との連携可能性

(産業技術に関する社会科学分野以外の分野において評価。)

本研究開発に関連して、共同研究等を実施している民間企業があり、密接な連携が図られていること。

⑦ 省エネルギー効果又は石油代替効果

省エネルギー効果が見込まれる、又は石油代替の促進に効果的であること。

2. 評価項目の重み付け

評価項目	募集区分・分野						
	募集区分 A ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、製造技術分野	募集区分 B 環境エネルギー分野	募集区分 C 革新的融合分野	募集区分 D 産業技術に関する社会科学分野	募集区分 E 国際分野(国際的技術融合による革新的技術の国際研究連携)	募集区分 E 国際分野(社会ニーズ対応型国際研究連携)	
技術的観点からの評価	① 研究開発目標の妥当性	10%	10%	10%	15%	10%	10%
	② 研究開発計画の妥当性	15%	15%	15%	15%	30%	30%
	③ 研究開発内容の新規性・独創性・革新性・(募集区分 C ではプラス融合性)	35%	25%	50%	35%	30%	25%
産業応用化の観点からの評価	④ 実用化の可能性	20%	15%	5%	25%	10%	10%
	⑤ 産業・社会への波及効果	5%	5%	10%	10%	10%	15%
	⑥ 産業界との連携可能性	10%	10%	10%	-	5%	5%
	⑦ 省エネルギー効果又は石油代替効果	5%	20%	-	-	5%	5%

エネルギー源別標準発熱量一覧表(原油リッター換算)

(参考: 1 kcal = 4.18605 kJ)

提案書の 4.(10) 省エネルギー効果又は石油代替効果に関して、「2030 年までの原油換算効果量積算値の算出式」は、例えば、研究終了後、2015 年に市販され始め、2015 年の石油代替市場規模をガソリン消費量 500 万 kl/年、市場占有率を 1%と仮定すると、2015 年の算出式は、ガソリン消費量 500 万 kl/年 × 原油換算係数 0.9058 × 市場占有率 1% × 成功率 0.9 = 4.08 万 kl/年 となります。

石油代替市場規模は 5 万 kl/年ずつ増加し、市場占有率は 2%/年ずつ増加すると仮定すると、2030 年の算出式は、石油代替市場規模 ガソリン消費量 575 万 kl/年 × 原油換算係数 0.9058 × 市場占有率 31% × 成功率 0.9 = 145 万 kl/年 となります。

2015～2030 年までを積算すると、1,150 万 kl となり、「2030 年までの原油換算効果量積算値」は 1,150 万 kl となります。

なお、市場規模や市場占有率の算出根拠の説明は、提案書の「省エネルギー効果又は石油代替効果の説明」に記入してください。

エネルギー源		標準単位 MJ	同 kcal 換算 kcal	原油換算係 数
[石 炭]				
輸入原料炭	kg	29.0	6928	0.7592
コークス原料炭	kg	29.1	6952	0.7618
吹込用原料炭	kg	28.2	6737	0.7382
輸入一般炭	kg	25.7	6139	0.6728
輸入無煙炭	kg	26.9	6426	0.7042
石炭製品				
コークス	kg	29.4	7023	0.7696
コークス炉ガス	Nm ³	21.1	5041	0.5524
高炉ガス	Nm ³	3.4	815	0.0893
転炉ガス	Nm ³	8.4	2009	0.2202
[石 油]				
原 油	/	38.2	9126	1.0000
NGL・コンデンセート	/	35.3	8433	0.9241
石油製品				
LPG	kg	50.8	12136	1.3298
ナフサ	/	33.6	8027	0.8796
ガソリン	/	34.6	8266	0.9058
ジェット燃料	/	36.7	8767	0.9607
灯 油	/	36.7	8767	0.9607
軽 油	/	37.7	9006	0.9869
A重油	/	39.1	9341	1.0236
C重油	/	41.9	10009	1.0969
潤滑油	/	40.2	9603	1.0524
その他重質石油製品	kg	40.9	9771	1.0707
オイルコークス	kg	29.9	7143	0.7827
製油所ガス	Nm ³	44.9	10726	1.1754

[ガ ス]				
可燃性天然ガス				
輸入天然ガス(LNG)	kg	54.6	13043	1.4293
国産天然ガス	Nm ³	43.5	10392	1.1387
都市ガス				
都市ガス	Nm ³	44.8	10702	1.1728
[電 力]				
発電時－発電端投入熱量 (発電効率 39.98%)	kWh	8.81	2105	0.2306
消費時－電力発生熱量	kWh	3.60	860	0.0942
[熱]				
消費時－蒸気発生熱量 (100°C、1 気圧、飽和乾蒸気)	kg	2.68	640	0.0702

学会名一覧

■ 電気・機械 ■		304	石油学会	446	日本 DDS 学会
101	エレクトロニクス実装学会	305	石油技術協会	■ 農学 ■	
102	静電気学会	306	セルロース学会	501	日本植物学会
103	電気化学会	307	繊維学会	502	日本植物細胞分子生物学会
104	電気学会	308	日本化学会	503	日本植物病理学会
105	電気設備学会	309	日本吸着学会	504	日本植物生理学会
106	電子情報通信学会	310	日本ゴム協会	505	日本農芸化学会
107	日本リモートセンシング学会	311	日本生化学会	■ 建設 ■	
108	プラズマ・核融合学会	312	日本接着学会	601	地盤工学会
109	計測自動制御学会	313	日本分子生物学会	602	土木学会
110	システム制御情報学会	314	日本分析化学会	603	日本音響学会
111	自動車技術会	315	日本ペプチド学会	604	日本建築学会
112	精密工学会	316	日本放射光学会	605	日本コンクリート工学協会
113	砥粒加工学会	317	有機合成化学協会	606	日本地震学会
114	日本機械学会	■ 医学・バイオ ■		607	日本都市計画学会
115	日本顕微鏡学会	401	日本アレルギー学会	■ 情報 ■	
116	日本高圧力学会	402	日本医学放射線学会	701	映像情報メディア学会
117	日本航空宇宙学会	403	日本育種学会	702	情報処理学会
118	日本熱物性学会	404	日本遺伝学会	703	日本ソフトウェア科学会
119	日本燃焼学会	405	日本遺伝子治療学会	704	日本バーチャルリアリティ学会
120	日本冷凍空調学会	406	日本ウイルス学会	705	人工知能学会
121	日本ロボット学会	407	日本エアロゾル学会	■ エネルギー・環境 ■	
122	溶接学会	408	日本衛生学会	801	エネルギー・資源学会
123	レーザー学会	409	日本癌学会	802	資源エネルギー学会
124	日本トライボロジー学会	410	日本癌治療学会	803	水素エネルギー協会
■ 材料・物理 ■		411	日本外科学会	804	日本エネルギー学会
201	軽金属学会	412	日本獣医師会	805	日本ガスタービン学会
202	資源・素材学会	413	日本再生医療学会	806	日本原子力学会
203	ナノ学会	414	日本細胞生物学会	807	日本太陽エネルギー学会
204	日本液晶学会	415	日本磁気共鳴医学会	808	日本風工学会
205	日本希土類学会	416	日本循環器学会	809	日本風力エネルギー協会
206	日本金属学会	417	日本神経回路学会	810	環境科学会
207	日本結晶学会	418	日本神経科学学会	811	環境資源工学会
208	日本材料学会	419	日本人工臓器学会	812	環境バイオテクノロジー学会
209	日本セラミックス協会	420	日本人類遺伝学会	813	空気調和・衛生工学会
210	日本塑性加工学会	421	日本整形外科学会	814	大気環境学会

211	日本鑄造工学会
212	日本複合材料学会
213	日本膜学会
214	表面技術協会
215	プラスチック成形加工学会
216	粉体工学会
217	粉体粉末冶金協会
218	無機マテリアル学会
219	日本 MRS
220	日本レオロジー学会
221	応用物理学会
222	低温工学・超電導学会
223	低温工学協会
224	日本磁気学会
225	日本伝熱学会
226	日本物理学会
227	日本分光学会
228	物理探査学会
229	日本 AEM 学会
230	日本鉄鋼協会
■ 化学 ■	
301	化学工学会
302	高分子学会
303	触媒学会

422	日本生態学会
423	日本生物工学会
424	日本生物物理学会
425	日本生理学会
426	日本蛋白質科学会
427	日本超音波医学会
428	日本糖質学会
429	日本透析医学会
430	日本内科学会
431	日本脳神経外科学会
432	日本バイオマテリアル学会
433	日本発生生物学会
434	日本微生物生態学会
435	日本病理学会
436	日本免疫学会
437	日本薬学会
438	日本薬理学会
439	日本リハビリテーション医学会
440	日本リハビリテーション工学協会
441	日本レーザー医学会
442	バイオインダストリー協会
443	バイオメカニズム学会
444	日本細菌学会
445	日本生体医工学会

815	日本気象学会
816	日本水環境学会
817	水文・水資源学会
818	日本地熱学会
819	廃棄物学会
■ その他 ■	
901	研究・技術計画学会
902	日本海洋学会
903	ゼオライト学会
904	日本経営工学会
905	日本食品科学工学会
906	日本水産学会
907	日本生産管理学会
908	日本地球化学会
909	日本畜産学会
910	日本地質学会
911	日本天文学会
912	日本土壌肥料学会
913	日本人間工学会
914	日本表面科学会
915	日本油化学会
916	腐食防食協会